

ふじのくにNPO活動基本指針(案)

～SDGs実践を通じた豊かな地域づくり～



令和3年3月（予定）

※表紙デザインは暫定です。

静岡県

目 次

はじめに	1
第1章 基本事項	
1 趣旨	2
2 対象者	5
3 対象とする期間	7
第2章 社会貢献活動を取り巻く現状	
1 社会の変化	8
2 企業の取組	10
3 NPO活動の現状	12
第3章 NPOに期待される役割	
1 目指す姿	34
2 組織運営基盤の強化	36
3 情報発信の強化	47
4 多様な主体との協働	59
第4章 県の施策の方向性	
1 これまでの県の取組	64
2 今後の県の施策の方向性	69
参考	
巻末資料1 NPO活動促進施策の実施状況	74
巻末資料2 県内公設NPO活動支援センター（関連施設）一覧 ...	78
巻末資料3 静岡県パートナーシップ委員会	81
巻末資料4 参考にした資料一覧	83

はじめに

日本社会は、少子高齢化に伴う人口動態の変化や一層の情報化、グローバル化の進展等により、これまでの社会経済システムが大きく変化する只中にあります。地域社会においても、これまで地域を支えていた産業の衰退や大都市圏への人口流出、コミュニティの消滅など、かつてない多様で複雑な課題に直面しています。このような状況の中、もはや行政のみでの対応は限界に達し、市民と行政とが協力して地域の課題解決に取り組む道が模索されてきました。

静岡県においても、平成10年（1998年）の特定非営利活動促進法の施行を機に、平成12年（2000年）に「NPO活動に関する基本指針」を策定し、市民のNPO活動を支援するとともに、行政とのよりよいパートナーシップの構築に努めてきました。

当該基本指針は、国による「新しい公共」の推進などの状況の変化を踏まえ、NPOへの期待や県の支援のあり方等を改めて整理して、平成22年度（2010年度）に一度改定を行い、平成27年度（2015年度）までの5年間の方針を定めました。

その後、社会経済システムの変化に伴う新たな社会的課題の発生、地方創生や共助社会の議論の高まりなどを背景に、多様化する社会的課題に対しては、NPO法人に限らず様々な組織、団体の強みを結集していく必要があるとの考えから、平成27年度（2015年度）に、協働の推進により重点を置いた内容に改定しました。

そして今、少子高齢化に伴う人口構造の変化、経済成長の停滞への懸念、格差の拡大、気候変動に伴う災害等により、社会的課題がさらに多様化、複雑化しています。このような状況の変化を背景として、持続可能な開発目標（SDGs=Sustainable Development Goals）への関心が高まっており、行政、NPO、ビジネス・民間セクターなどあらゆる分野のステークホルダーが当事者意識を持ち、それぞれの知見や資力を活かしながら、パートナーシップによって取り組む道が模索されています。

社会全体でSDGsの取組を進めていく上で、これまで自発的に社会貢献活動を行ってきたNPOが、先駆者として、地域の要望に即した機動性、柔軟性などの特質を活かし、誰一人取り残されることがない社会の実現への起点となることが期待されています。本指針が、NPO活動の活性化、そしてNPOを起点とした社会全体でのSDGs実践の加速化、その結果としての「SDGs実践を通じた豊かな地域づくり」に資するものとなることを願っています。

第1章 基本事項

1 趣旨

(1) SDGsの17の目標

近年、日本では、少子高齢化に伴う人口構造の変化、経済成長の停滞への懸念、格差の拡大、気候変動に伴う災害発生等により、社会全体で、持続可能な開発目標（SDGs =Sustainable Development Goals）への関心が高まっています。

SDGsは、2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた17の目標です。内容としては、貧困、健康、教育、ジェンダー平等など幅広い分野を網羅しており、相互に連携しているため、効果を最大化するように取り組むものとされています。仕組みとしては、目標達成のための具体的な達成基準として169のターゲットと紐付けられています。

【SDGs】

- ① 貧困をなくそう
- ② 飢餓をゼロに
- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に
- ⑦ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
- ⑧ 働きがいも、経済成長も
- ⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任、つかう責任
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさも守ろう
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
- ⑰ パートナリーシップで目標を達成しよう

(2) SDGsに対する意識

朝日新聞社は、平成29年（2017年）から年2回、「SDGs認知度調査」を実施しています。令和2年（2020年）3月の調査で、「SDGsという言葉を知っている」と回答した割合は、

たことがあるか」という質問に対し、「ある」と答えた人は、前回の令和元年（2019年）8月より5.6ポイント増の32.9%でした。調査のたびに、認知度は一貫して伸び続けており、今回初めて、ほぼ3人に1人が「聞いたことがある」という結果になりました。

このように、社会全体でSDGsの重要性が認識されるようになってきましたが、「SDGsに取り組みたいけれど、どうしたらよいのか分からない」という声も聞かれ、SDGs達成のための具体的な実践方法については、いまだ模索状態にあるとも言えます。

(3) NPO活動の定義

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第2条において、NPO活動は、次の表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものとして定義されています。

【NPO法 第2条別表】

- | | |
|----|---------------------------------------|
| 一 | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 二 | 社会教育の推進を図る活動 |
| 三 | まちづくりの推進を図る活動 |
| 四 | 観光の振興を図る活動 |
| 五 | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 六 | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 七 | 環境の保全を図る活動 |
| 八 | 災害救援活動 |
| 九 | 地域安全活動 |
| 十 | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 十一 | 国際協力の活動 |
| 十二 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 十三 | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 十四 | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 十五 | 科学技術の振興を図る活動 |
| 十六 | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 十七 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 十八 | 消費者の保護を図る活動 |
| 十九 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 二十 | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

(4) SDGsとNPO活動の関係

SDGsとNPO法を比べてみると、目指しているものが似通っており、普遍的な目標であることが分かります。すなわち、これまで自発的に社会貢献活動をしてきたNPOは、SDGsの実践をしてきたと言っても過言ではありません。

SDGsをよく見てみると、経済成長や技術革新という目標もあります。これらは、これまで企業が得意分野として取り組んできた目標です。経済性は、NPOにとっても、持続可能な活動をしていくためには必要な観点となります。

しかし、NPOにも強みがあります。それは、困っている人がいて、課題の解決が必要だと思ったら、たとえ市場性がなく、経済的利益が見込めなくても、市民の力を結集して課題を解決してきたという実績があることです。

(5) NPOを起点としたSDGsの実践

多くのNPOが活発に活動することで、その積み重ねから社会的課題の解決すなわちSDGs実践のための知見が得られます。この知見がビジネス・民間セクター等に広がることで、NPOを起点として社会全体にSDGs実践が広がっていくことが期待できます。

SDGsは、多様なプレーヤー間の共通言語となり得ます。従って、これまで社会貢献活動を行ってきたNPOの活動や目的を、SDGsの枠組みで捉えなおすことにより、全体の中での位置付けが明確化され、NPO活動に関心のある市民だけでなく、SDGsに取り組む企業関係者にも分かりやすく説明できるようになります。

こうして、NPOを起点として、社会全体のSDGs実践が加速し、その結果、豊かな地域づくりにつながっていくと考えられます。そこで今回、NPO活動の活性化のための基本指針を策定しました。

(6) 本指針の位置付け

本指針は、NPO法の目的と同じく、社会貢献活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

<NPO法 第1条（目的）>

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

本指針では、NPOの自由、自発性、自主性を損なわないように留意しながら、時代に照らしたNPO活動の方向性を示しています。本指針は、NPO活動を拘束するものでも、NPOに新たな義務を課すものでもありません。

NPOの皆様には、本指針で示した事項を参考にしながら、それぞれのNPOの今後について考えていただき、それぞれのNPO自身で取るべき方策を決めていくことを期待しています。

また、本指針の最後で、県として、NPO活動の活性化に向けてNPOを支援するために、今後どのような役割を果たしてゆくべきかという観点から、県の施策の方向性を示しています。

2 対象者

本指針は、これまで福祉、環境、文化、まちづくり、子育て等の現場で、草の根活動をしてきたNPOの活動を、さらに活性化するためのものであるため、対象者は、NPO法人を中心とした市民活動団体です。

NPO法人は、NPO法の規定により、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること、つまり公益の増進に寄与することを主たる目的としており、社員の資格の得失に不当な条件を付してはならず、さらに、情報公開が義務付けられているため、市民に開かれた法人です。

第1章 基本事項

一方、一般社団法人は、非営利型の法人と普通型の法人があります。また、社員の資格の得失については、個々の法人で任意に設定できますし、情報公開の義務はありません。従って、NPO法人と同様に、公益を目的とし、社員の資格の得失に不当な条件を付さず、情報公開している法人もあれば、そうでない法人もあります。

任意団体は、個々の団体において、活動目的をどうするか、メンバーの条件を設定するかどうか、情報公開するかどうかを自由に決められます。

本指針はNPO法に則ったものであることから、NPO法に基づくNPO法人向けの内容となっていますが、市民が主体となって活動している団体として、非営利型の一般社団法人や任意団体にも、参考にいただければと思います。

コラム		
NPO法人と一般社団法人の比較		
区 分	NPO法人	一般社団法人
設立の手續	所轄庁の認証後、設立登記	公証役場の定款認証後、設立登記
設立に必要な人数	10人以上	2人以上
設立に必要な役員数	理事3人以上 監事1人以上	理事1人のみで可
役員の親族制限	あり	非営利型なら制限あり
社員の資格の得失	不当な条件を付してはならない	任意で設定できる
活動内容の制限	特定非営利活動が主たる目的であること	なし
所轄庁への報告義務	あり	なし
情報公開の義務	あり	なし
税制優遇	収益事業を行わない場合は減免	非営利型はNPO法人と同様

3 対象とする期間

本指針のテーマである「SDGs 実践を通じた豊かな地域づくり」は、中長期的に取り組む必要があるため、本指針が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度（2021年度から2025年度）までの5年間とします。

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

1 社会の変化

(1) 地域における課題

国勢調査によると、日本では、平成22年（2010年）の約1億2805万7千人をピークとして人口が減少しています。静岡県では、大都市圏への転出増加等により平成17年（2005年）の379万2377人をピークとして、減少傾向にあります。人口は消費を始めとする地域内需要を規定する要因であることから、市場規模の縮小に伴う経済成長の停滞が懸念されています。

また、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加、一人親世帯の増加等により、世帯格差が拡大しつつあり、低所得者対策が重要課題として認識されています。

さらに、気候変動に伴う気象災害の頻発や、南海トラフ巨大地震の発生などを想定した災害対策など、地域における社会的課題はますます多様化、複雑化しており、行政だけでは財政の面でもノウハウの面でも、対応が困難となっています。

(2) 国際的な課題

国際的には、平成27年（2015年）9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択されました。これは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための統合的な取組についての行動計画であり、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs=Sustainable Development Goals）を掲げています。

SDGs達成には、一部の国や地域だけでなく、行政、市民社会、ビジネス・民間セクターなどあらゆる分野のステークホルダーが当事者意識を持ち、それぞれの知見や資力を活かし、パートナーシップによって取り組む「参画型」が必要とされています。

この取組の過程において、経済を持続的に発展させること、地球規模で環境を

守ること、そして誰一人取り残されることがない社会を実現することの3つを同時に達成するという困難な目標に直面しています。

(3) 新型コロナウイルスの影響

令和2年（2020年）の初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、医療福祉だけでなく経済や社会全体にも多大な影響を与えました。経済成長の停滞から、雇用に深刻な影響を及ぼし、生活困窮者が増加しました。

さらに、感染拡大を防ぐための外出自粛やソーシャル・ディスタンスの確保は、これまで行われていた対面での助け合い活動を困難にしたほか、感染への不安から、医療従事者や感染者への誹謗中傷など新たな問題も発生しました。このような危機に直面し、社会の最も弱い部分が、最も大きなダメージを受けています。

(4) VUCAの時代

現代は「Volatility（変動）」「Uncertainty（不確実）」「Complexity（複雑）」「Ambiguity（曖昧）」の頭文字をとった「^フ^ー^カVUCA」の時代と言われており、このように多様化、複雑化した社会的課題の解決においては、既存の解の中から最適な解を選択する力だけでなく、新たな解を創造できる力が求められています。

2 企業の取組

(1) 企業の社会的責任

企業は、社会を構成する一員としての社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）を果たすため、環境問題や労働問題等に関する法令順守（コンプライアンス）を始めとして、寄附やメセナにも取り組んできました。これらは、企業の利益の一部を社会に還元するものとして、あるいは企業の社会的コストとして取り組まれる事例が多かったようです。

しかし最近では、SDGsへの関心の高まりから、共通価値の創造（CSV=Creating Shared Value）として、自社が持つ技術やノウハウを活用し、本業として社会的課題の解決に貢献する取組が重視されるようになってきました。この取組は、企業単独の取組から、原材料の調達や流通まで含めサプライチェーン全体の取組として、広がりを見せています。

コラム

最近、アクセラレーター・プログラムという新しい取組が注目されています。これは、アイデアは持っていないが資金や設備等が十分ではないスタートアップ企業と、資金、スタッフ、設備、顧客データ等の経営資源を持つ大企業が、対等な立場で結びつき、それぞれの強みを出し合いながら、短期間で新規事業を創出する取組です。

(2) ESG投資

企業のCSVの取組によって、企業の価値が持続的に向上すれば、長期的な投資リターンの拡大につながるという考え方が出てきており、近年、機関投資家の間で、ESG投資への関心が高まっています。

ESG投資とは、売り上げや利益率といった従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことです。

投資家の間では、E S G投資は、長期的にリスク調整後のリターンを改善する効果が期待できるとして、倫理的な価値観に基づくだけでなく、受託者責任を果たすことができる投資手法と考えられています。

これを踏まえ、E S G投資を呼び込むため、大手企業を中心に、E S G要素に関する自主的な情報開示が増えています。

コラム

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のように投資額が大きく、資本市場全体に幅広く分散して運用する投資家は「ユニバーサル・オーナー」と呼ばれています。

また、G P I Fが運用する年金積立金は、将来の現役世代の負担が大きくなりすぎないように使われるものであるため、「世代をまたぐ投資家」という特性も持っています。

G P I Fによると、「ユニバーサル・オーナー」かつ「世代をまたぐ投資家」という特性を併せ持つ投資家が、長期にわたって安定した収益を獲得するためには、投資先の個々の企業の価値が持続的に高まり、ひいては資本市場全体が持続的・安定的に成長することが重要であるとのこと。

また、資本市場は長期で見ると環境問題や社会問題の影響から逃れられないので、こうした問題が資本市場に与える負の影響を減らすことが、投資リターンを持続的に追求する上で不可欠とのこと。

3 NPO活動の現状

(1) NPOの多様化

平成10年（1998年）のNPO法施行から20年以上たち、NPO法人制度も定着してきました。また、平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後、準則主義（登記）により、一般社団法人と一般財団法人が簡便に設立できるようになったことから、一般社団法人や一般財団法人が増えています。

非営利型の一般社団法人は、剰余金や残余財産の分配を行わない旨定款に定めた場合、税制上、NPO法人とほぼ同等の取扱いとなります。そのため、設立に要する期間や法人運営上の自由度等の比較から、最近是一般社団法人が選択されるケースが増えているようです。

以前から活動していた公益社団法人や公益財団法人、任意団体も含め、法人格等の違いに拘らず、NPOの多様化が進んでいます。

コラム

平成10年（1998年）のNPO法の施行後、NPO法人の数は増加し、平成29年度末（2017年度末）には全国で51,874団体、静岡県で1,281団体になりました。

しかし、その後、減少に転じ、令和元年度末（2019年度末）には、全国で51,269団体、静岡県で1,264団体になりました。

一方、平成18年（2006年）の公益法人改革関連3法の成立、平成20年（2008年）の施行後、一般社団法人や一般財団法人は増え続けています。

コラム

令和2年（2020年）に、労働者協同組合法が成立しました。

労働者協同組合は、組合員が出資すること、事業に組合員の意見が適切に反映されること、組合員自ら事業に従事することの3つを基本原理とします。

雇用され、指示に従うだけの受動的な働き方ではなく、労働者が、経営者となって働きがいの感じられる仕事を作り、自ら働くことで、主体的な働き方ができるようになり、多様な就労の機会が創出されることが期待されています。

営利を目的として事業を行ってはならず、地域における多様な需要に応じた事業を行い、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としている点は、NPO法人と似ています。

労働者協同組合法の施行前からNPO法人であった団体は、法律の施行日から3年以内に限り、総会の議決により組織を変更し、労働者協同組合になることができます。

(2) NPO法人及び一般社団法人の実態調査

① 調査の概要

静岡県内のNPO法人や一般社団法人の実態を把握するため、令和元年度に、静岡県内に主たる事務所を置くNPO法人と一般社団法人の調査を実施しました。調査対象は、1,246のNPO法人全てと県内法人リストから抽出した500の一般社団法人としました。

郵送調査したところ、回答率は50.9%でした。なお、一般社団法人には、主たる活動分野が公益的活動か、共益的活動か、私益的活動であるかについて回答を求め、主たる活動分野が公益的活動であると回答した一般社団法人を、公益型の一般社団法人として、NPO法人と比較することとしました。

② 調査結果によるNPOの4つの分類

NPOの分類方法については、論文でも様々な分類が試みられており、活動目的や活動対象による分類なども考えられます。ただし今回は、NPOの課題

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

が、従来から資金不足と人材不足と言われていることから、収入源の軸と人材の軸で分類することとし、それぞれの類型が、どの程度の割合を占めているのか、また、類型によって受け入れている寄附金額に差があるのかどうかについてなどを分析することとしました。そこで、NPO法人と一般社団法人を、主な収入源と人材タイプによって4つに分類しました。

主な収入源が委託料・指定管理料、利用料金等の事業収入で、有償スタッフ中心の法人を「事業型」、主な収入源が会費、寄附金、補助・助成金で、有償スタッフ中心の法人を「スポンサード型」、主な収入源が委託料・指定管理料、利用料金等の事業収入で、無償スタッフ中心の法人を「準事業型」、主な収入源が会費、寄附金、補助・助成金で、無償スタッフ中心の法人を「ボランティア型」と名づけました。

③ 類型別の割合

収入源や人材について無回答の法人は分類不能のため除くと、NPO法人は、「事業型」と「ボランティア型」に二極化し、それぞれ3分の1程度の割合で、「スポンサード型」と「準事業型」が10%から20%の割合でした。

一方、公益型の一般社団法人は、「事業型」が最も多く4割程度で、「スポンサード型」と「ボランティア型」が25%程度、「準事業型」が10%以下でした。

調査の結果から、NPO法人や一般社団法人の中にも、多様な姿があることが分かります。

【法人の4類型（調査対象全体）】

区分		主な収入源	
		委託料・指定管理料等の事業収入	会費、寄附金、補助・助成金
人材	有償スタッフ中心	事業型 NPO法人 : 33.4% 一般社団法人(公益型) : 39.7%	スポンサード型 NPO法人 : 12.4% 一般社団法人(公益型) : 25.8%
	無償スタッフ中心	準事業型 NPO法人 : 19.9% 一般社団法人(公益型) : 9.9%	ボランティア型 NPO法人 : 34.3% 一般社団法人(公益型) : 24.7%

■ 活動10年未満の法人の4類型

平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した団体は、法人になるにあたり、NPO法人と一般社団法人のどちらか都合の良い方を選びました。

そこで、平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した法人に絞ってみると、NPO法人は「ボランティア型」が最も多く4割程度で、「事業型」は25%程度でした。

一方、公益型の一般社団法人は「事業型」が最も多く5割程度で、「ボランティア型」は15%以下でした。

つまり、一般社団法人の方が、事業志向が強いことが伺えます。

【法人の4類型（活動10年未満の法人）】

区分		主な収入源	
		委託料・指定管理料等の事業収入	会費、寄附金、補助・助成金
人材	有償スタッフ 中心	事業型 NPO法人 : 25.8% 一般社団法人(公益型) : 51.9%	スポンサード型 NPO法人 : 7.5% 一般社団法人(公益型) : 22.2%
	無償スタッフ 中心	準事業型 NPO法人 : 23.0% 一般社団法人(公益型) : 11.1%	ボランティア型 NPO法人 : 43.7% 一般社団法人(公益型) : 14.8%

④ NPOの事業規模

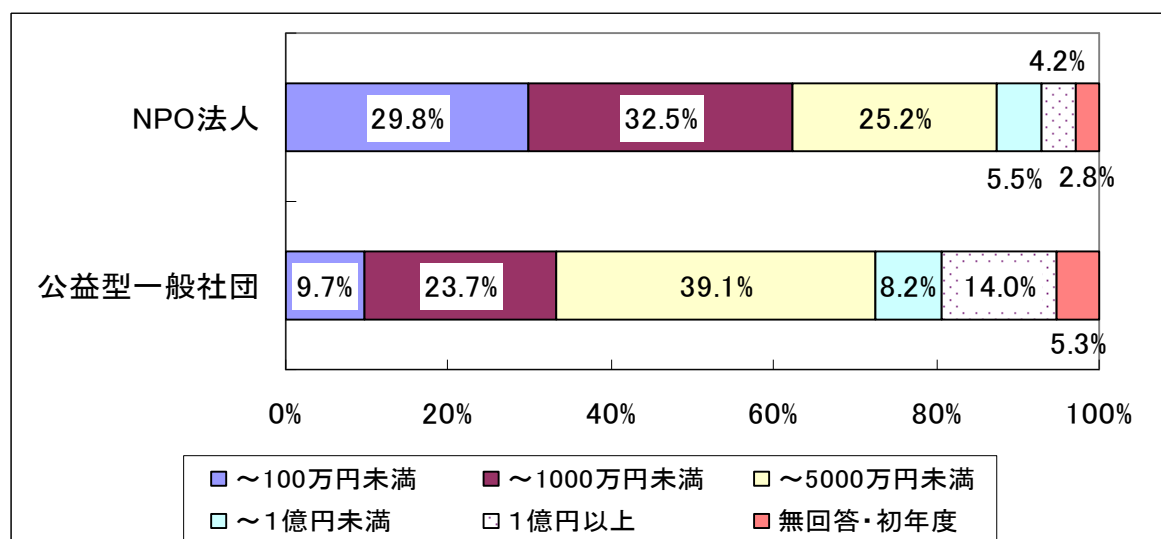
直近に終了した事業年度の年間総支出額により、法人の事業規模を見てみました。

NPO法人は、100万円～1千万円未満が32.5%と最も多く、次いで100万円未満が29.8%となっていました。初年度や無回答の2.8%を除くと、1千万円未満で全体の62.3%を占めており、1千万円以上は全体の34.9%でした。

一方、公益型の一般社団法人は、1千万円～5千万円未満が39.1%と最も多く、次いで100万円～1千万円未満が23.7%でした。初年度や無回答の5.3%を除くと、1千万円未満は全体の33.4%であり、1千万円以上は全体の61.3%を占めていました。

つまり、NPO法人より公益型の一般社団法人の方が、事業規模が大きいことが分かります。

【直近事業年度の年間総支出額（調査対象全体）】



■ 活動10年未満の法人の事業規模

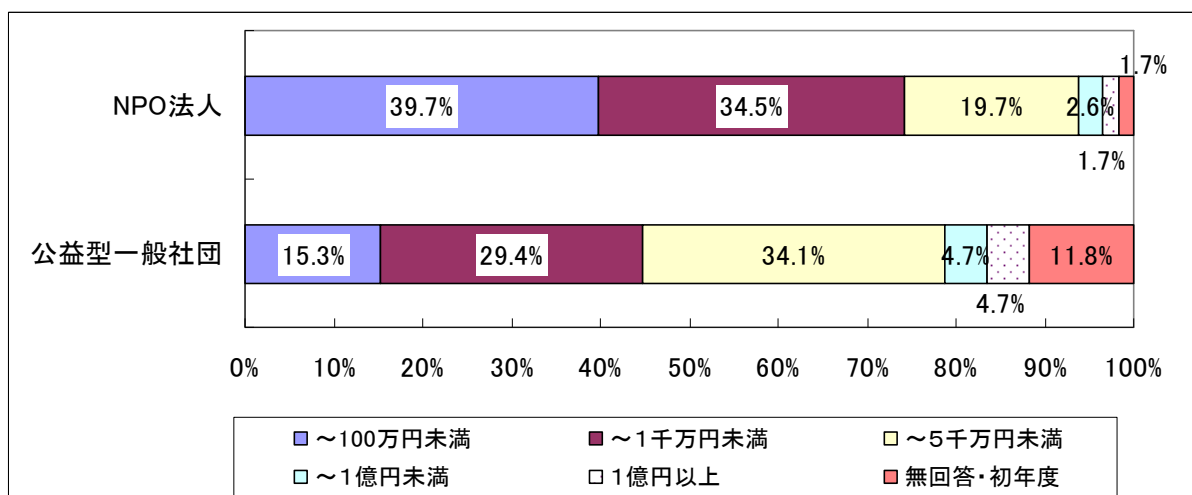
平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した法人に絞ってみると、NPO法人は、100万円未満が39.7%と最も多く、次いで100万円～1千万円未満が34.5%となっていました。初年度や無回答の1.7%

を除くと、1千万円未満で全体の74.2%を占めており、1千万円以上は全体の24.0%でした。

一方、公益型の一般社団法人は、1千万円～5千万円未満が34.1%と最も多く、次いで100万円～1千万円未満が29.4%でした。初年度や無回答の11.8%を除くと、1千万円未満は全体の44.7%であり、1千万円以上は全体の43.5%を占めていました。

つまり、活動10年未満に限っても、NPO法人より公益型の一般社団法人の方が、事業規模が大きいことが分かりました。

【直近事業年度の年間総支出額（活動10年未満の法人）】



⑤ 活動開始の動機

活動開始の動機について3つまで選択してもらったところ、NPO法人も公益型の一般社団法人も、最も多いのが「知識・経験を役立てたい」であり、回答者の半数以上が選択していました。

2番目に多い回答は、NPO法人が「困っている人を助けたい」である一方、公益型の一般社団法人は「行政や業界の要請」でした。

3番目に多い回答は、NPO法人が「自ら課題解決を図る必要」である一方、

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

公益型の一般社団法人は「関係者や関係団体の共通の利益を図る必要」でした。

NPO法人は、公益型の一般社団法人と比べると「困っている人を助けたい」「仲間と一緒に活動したい」という回答が多いようです。

【活動開始の動機（調査対象全体）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①知識・経験を役立てたい(54.2%)	①知識・経験を役立てたい(51.7%)
②困っている人を助けたい(38.8%)	②行政や業界の要請(28.0%)
③自ら課題解決を図る必要(28.8%)	③関係団体の共通の利益(25.6%)
④理想を実現したい(28.5%)	④困っている人を助けたい(22.2%)
⑤課題解決を事業化したい(23.8%)	⑤課題解決を事業化したい(21.3%)
⑥仲間と一緒に活動したい(20.4%)	⑥自ら課題解決を図る必要(19.3%)
⑦行政や業界の要請(16.3%)	⑦理想を実現したい(16.9%)

■ 活動10年未満の法人の活動開始の動機

平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した法人に絞っても、NPO法人も公益型の一般社団法人も、最も多いのが「知識・経験を役立てたい」であり、回答者の半数以上が選択していました。

2番目に多い回答は、NPO法人も公益型の一般社団法人も「困っている人を助けたい」でした。

NPO法人も公益型の一般社団法人も活動10年未満の方が「困っている人を助けたい」と回答する割合が高く、回答が似てきているのが分かります。

【活動開始の動機（活動10年未満の法人）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①知識・経験を役立てたい(59.0%)	①知識・経験を役立てたい(55.3%)
②困っている人を助けたい(47.2%)	②困っている人を助けたい(34.1%)
③理想を実現したい(28.8%)	③課題解決を事業化したい(31.8%)
④課題解決を事業化したい(25.8%)	④自ら課題解決を図る必要(27.1%)
⑤自ら課題解決を図る必要(25.3%)	⑤理想を実現したい(18.8%)
⑥仲間と一緒に活動したい(16.2%)	⑥行政や業界の要請(16.5%)
⑦行政や業界の要請(15.3%)	⑦関係団体の共通の利益(12.9%)

(3) NPOの運営・活動上の課題

① 事業運営の要素

一般的に、事業を運営していく上で必要な要素として「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」が挙げられます。

【事業運営の要素】

区 分	内 容
「ヒト」	NPOを運営するスタッフだけでなく、事業に単発で参加するボランティア等も含みます。
「モノ」	NPO活動で使用する建物、設備、自動車、備品等を指します。
「カネ」	ヒトを雇用したり、モノを購入したり、NPO活動を継続するのに不可欠な資産です。
「情報」	NPOの活動記録等の直接的なデータだけでなく、NPO活動を円滑に進めるためのノウハウや地域とのネットワークなど幅広く含みます。

② 法人の運営・活動上の課題

令和元年度に実施した「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」において、法人の運営・活動上の課題について複数選択してもらったところ、最も多い回答は、NPO法人も公益型の一般社団法人も、「法人の運営や事業の実施に必要な資金が不足している」でした。

2番目に多い回答は、NPO法人も公益型の一般社団法人も、「法人の事業活動を担う人手が足りない」でした。

3番目以降の回答を見ると、NPO法人が感じている課題の多くは人材問題であり、「法人の事業活動を担う人手が足りない」「法人の運営・管理業務を担う人手が足りない」「役員や職員が高齢化しているが、後継者がいない」という回答が多いようです。

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

一方、公益型の一般社団法人が感じている課題の多くは事業活動上の課題であり、「事業の質や専門性を高めたい」「事業活動のPR、理解促進ができていない」「現在の事業の規模を拡大したい」という回答が多いようです。

また、「特に課題等はない」と回答した割合は、NPO法人の6.8%に対し、公益型の一般社団法人は17.4%でした。

【法人の運営・活動上の課題（調査対象全体）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①資金不足(40.9%)	①資金不足(36.2%)
②現場の人手不足(40.5%)	②現場の人手不足(30.9%)
③管理部門の人手不足(37.7%)	③事業の専門性を高めたい(26.6%)
④後継者がいない(36.1%)	④管理部門の人手不足(26.1%)
⑤事業の専門性を高めたい(27.5%)	⑤活動PRができていない(20.3%)
⑥活動PRができていない(23.3%)	⑥事業規模を拡大したい(19.8%)
⑦中長期的ビジョンがない(22.2%)	⑦後継者がいない(18.4%)
⑧寄付金が集まらない(21.2%)	⑧特に課題はない(17.4%)

■ 活動10年未満の法人の運営・活動上の課題

平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した法人に絞って分析しても、やはり、NPO法人も公益型の一般社団法人も「法人の運営や事業の実施に必要な資金が不足している」との回答が最も多く、NPO法人の42.8%、公益型の一般社団法人の38.8%が回答しており、全体と同じ傾向でした。

しかし、2番目に多い回答は、NPO法人が「法人の事業活動を担う人手が足りない」であるのに対し、公益型の一般社団法人は「事業の専門性を高めたい」であり、差が出ています。

NPO法人の感じている課題の多くは人材問題であり、「法人の事業活動を担う人手が足りない」「法人の運営・管理業務を担う人手が足りない」「役員や職員が高齢化しているが、後継者がいない」という回答が多く、NPO法人の全体と同じ傾向でした。

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

また、公益型の一般社団法人が感じている課題の多くは事業活動上の課題であり、「事業の質や専門性を高めたい」「現在の事業の規模を拡大したい」「事業活動のPR、理解促進ができていない」という回答が多く、公益型の一般社団法人の全体と同じ傾向でした。

「特に課題なし」と回答した割合は、NPO法人が6.6%であるのに対し、公益型の一般社団法人が7.1%であり、全体の傾向とは異なり、NPO法人と公益型の一般社団法人の差がなくなっています。

【法人の運営・活動上の課題（活動10年未満の法人）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①資金不足(42.8%)	①資金不足(38.8%)
②現場の人手不足(40.6%)	②事業の専門性を高めたい(35.3%)
③管理部門の人手不足(34.1%)	③事業規模を拡大したい(32.9%)
④事業の専門性を高めたい(32.3%)	④現場の人手不足(30.6%)
⑤後継者がいない(27.1%)	⑤管理部門の人手不足(28.2%)
⑥活動PRができていない(25.8%)	⑤活動PRができていない(28.2%)
⑦寄付金が集まらない(24.0%)	⑥新たなサービスを始めたい(21.2%)
⑧現場のボランティア不足(21.8%)	⑦他団体と協働したい(18.8%)

コラム

従来から、NPOの課題は「資金不足」と「人材不足」と言われていますが、今回の調査結果からも、最も大きな課題は「ヒト」と「カネ」に関するものであることが裏付けられた形です。

また、「事業の専門性を高めたい」「活動PRができていない」という回答からは、NPO活動を発展させるための「情報」や「モノ」の活用に課題を感じている様子が伺えます。

(4) 資金調達方法の多様化

① NPOの収入

NPOの収入は、大きく4つに分けられます。

ア 正会員からの会費収入

正会員の会費は、使途の定めがなく、最も安定的な収入としてNPO活動の基礎となるものです。

イ 事業収入

事業収入は、利用会員からの会費、講習会等の参加者からの参加費、介護保険制度に基づく介護報酬、行政等からの委託料などです。

なお、受託事業の場合、事業の責任と成果が発注者側（委託元）に帰属することから、発注者から詳細な仕様書が示され、NPOの機動性や柔軟性を発揮しづらいことが課題となっています。

ウ 賛助会員からの会費と寄附金

NPO活動は、生活困窮者の支援や環境保全など、活動対象から直接対価を得るのが難しいことも多いため、賛助会員からの会費や寄附金が重要な収入となっています。

また、NPO活動に直接参加できない人が、間接的にNPO活動に関わる方法でもあり、市民に開かれたNPOとして大きな意味があります。

賛助会員からの会費は使途の定めがなく、比較的安定した収入です。一方、寄附金は使途の定めがある場合もあり、また、毎年継続して受けられるとは限りません。

コラム

最近では、NPOの新規事業の立ち上げや設備投資に必要な資金を獲得する方法として、クラウドファンディングを活用する事例が増えています。

クラウドファンディングは、群集（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、主にインターネット経由で、幅広い支援者から資金や物資等の協力を得る方法です。NPO活動だけでなく、新商品の開発、映画や演劇の上演、スポーツ選手やアーティストの支援、病気の患者への支援など、幅広い分野で活用されています。

クラウドファンディングは、資金提供者へのリターン（見返り）があるものとなないものがあります。

また、募集期間内に目標金額を達成した場合のみプロジェクトが成立する「All or Nothing方式」と、目標金額に達しなくても、一人でも資金提供者がいればプロジェクトが成立する「All In方式」があります。

エ 補助金・助成金

行政のものは補助金、民間財団等のものは助成金と言われており、使途の定めがあることがほとんどです。

行政や民間財団等に事業計画等を提出し、審査の結果、採択された場合に交付されるもので、事業の成果は団体に帰属します。

コラム

平成28年（2016年）の休眠預金等活用法の成立により、金融機関の口座で10年以上出し入れが確認できない預金（休眠預金）を、民間公益活動の促進のために活用できるようになりました。

平成31年（2019年）1月に一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）が指定管理団体に指定され、令和元年度（2019年度）から助成が開始されており、新たな助成金として注目されています。

コラム

NPOの運営資金の調達方法として、金融機関から融資を受ける方法もあります。以前は、政府系金融機関からの融資が中心でしたが、ESG投資への関心の高まりからか、民間の金融機関から融資される事例も増えています。

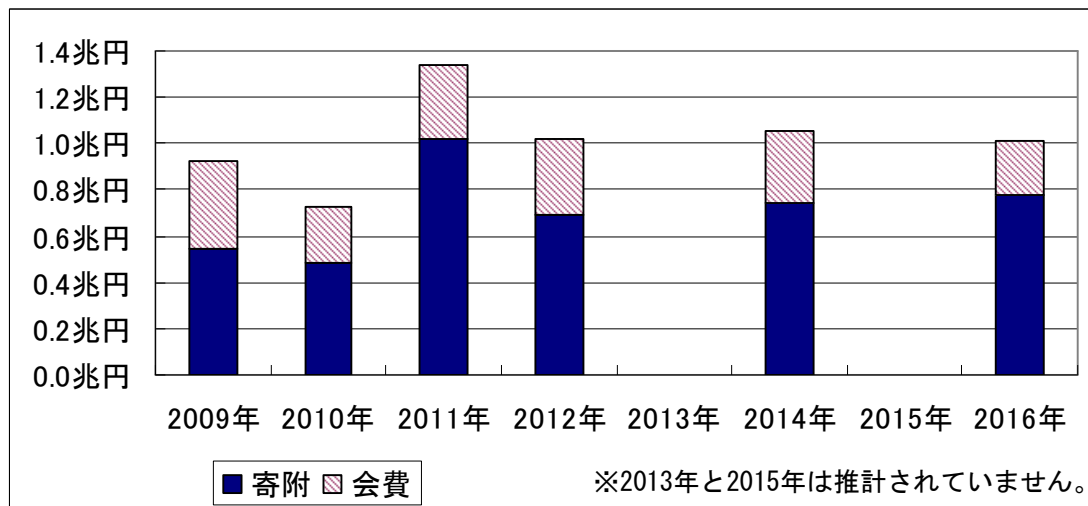
(5) 寄附の推移

① 個人の寄附

日本ファンドレイジング協会が編集・発行した『寄付白書2017－Giving Japan 2017』によると、20歳以上79歳以下の個人の各年1月から12月に寄附や会費の推計額は、平成21年（2009年）と比べて、平成28年（2016年）は増加しています。

なお、この「会費」ですが、慣例や儀礼的行為として義務的あるいは強制的に徴収されているが、実質的には寄附としての性質を有すると思われる「会費」が「寄附」と区別されて推計されています。

【個人寄附総額・会費総額の推移】



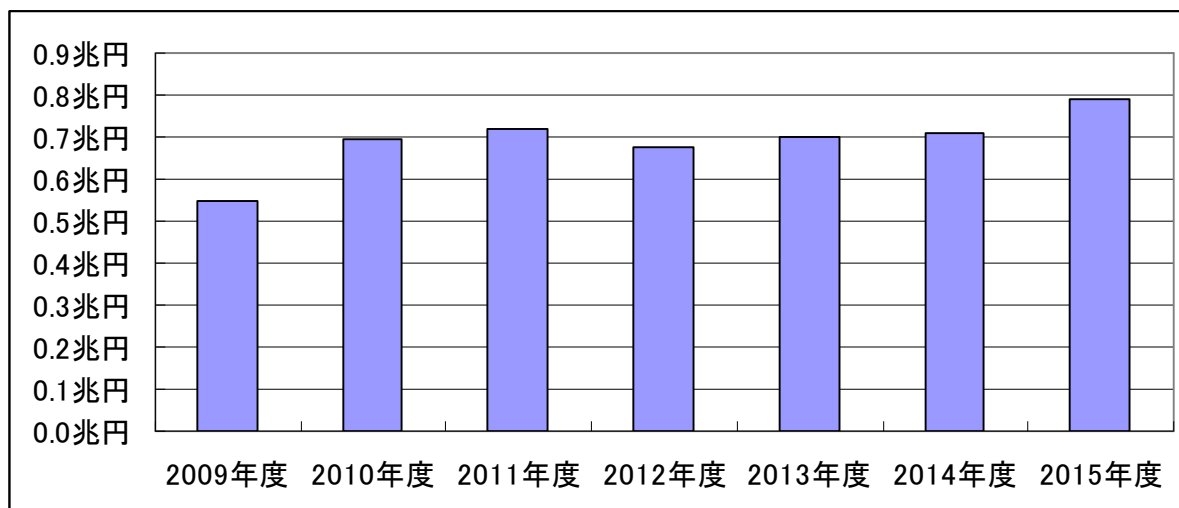
平成23年（2011年）が多いのは、東日本大震災の影響と推測されます。

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

② 法人の寄附

同じく『寄付白書2017－Giving Japan 2017』によると、法人の各年4月から3月の決算ベースの寄附の推計額も、平成21年度（2009年度）と比べて、平成27年度（2015年度）は増加しています。

【法人の寄附額の推移】



こちらでも平成23年度（2011年度）が多いのは、東日本大震災の影響と推測されます。全般的に、個人と比べて、変動は緩やかです。

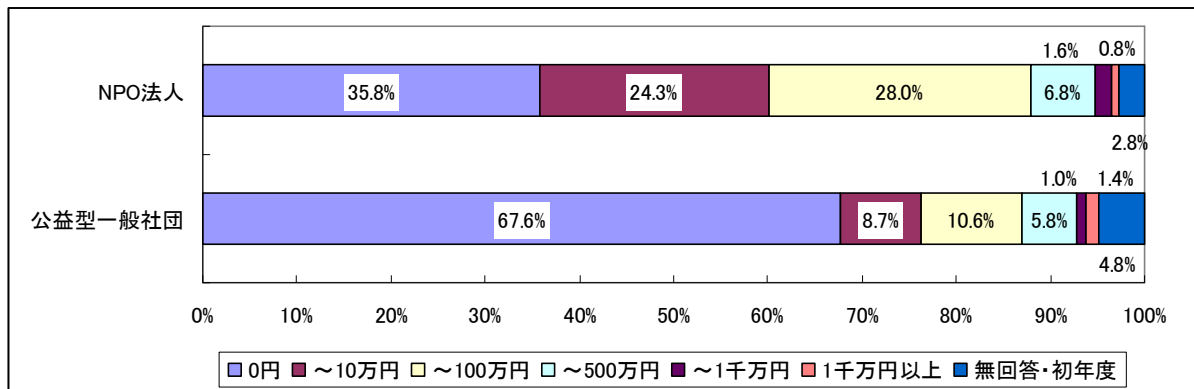
(6) NPOの寄附金受領状況

① 概況

令和元年度に実施した「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」において、直近に終了した事業年度に受領した寄附金額について尋ねたところ、最も多い回答は「0円」でした。その割合は、NPO法人の35.8%、公益型の一般社団法人の67.6%でした。

NPO法人は、半数以上が、寄附金をいくらか受領していましたが、公益型の一般社団法人は、3分の2以上が、寄附金を全く受領していませんでした。

【直近事業年度の受領寄附額（調査対象全体）】

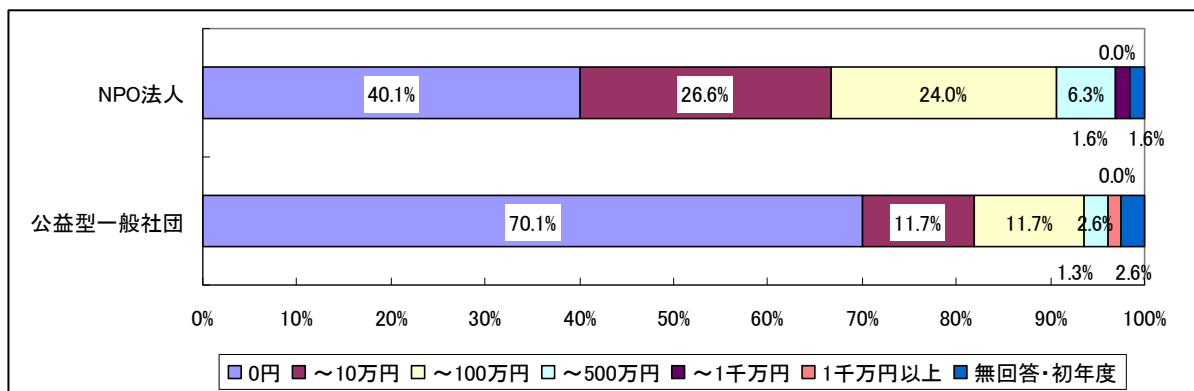


② 類型別の状況

NPO法人と公益型の一般社団法人は、事業型、準事業型、スポンサード型、ボランティア型の4タイプの割合が異なります。従って、NPO法人と公益型の一般社団法人の寄附金受領額の差は、類型ごとの割合の差に起因するとも考えられます。そこで、類型の偏りの影響を排除するため、類型別に比較してみました。

まず、事業型同士で比較したところ、全体の傾向と、ほぼ同じでした。

【直近事業年度の受領寄附額（事業型）】



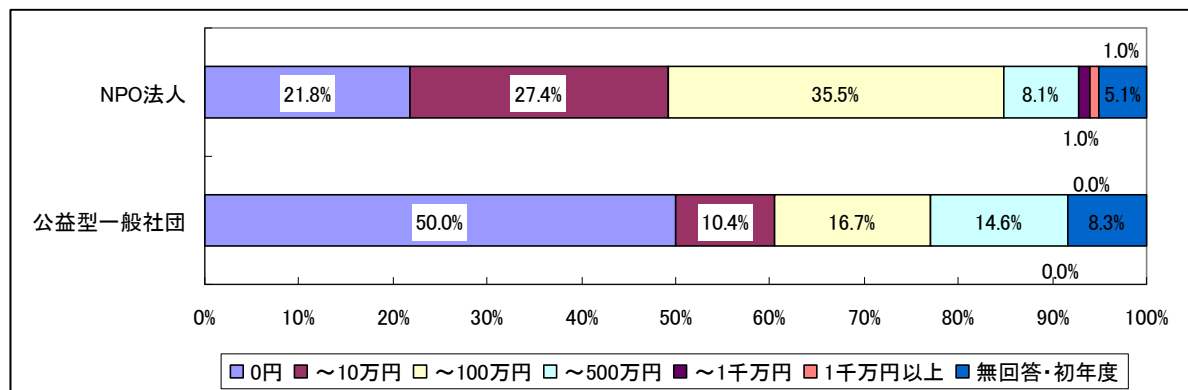
次に、NPO法人と公益型の一般社団法人を、ボランティア型同士で比較してみたところ、NPO法人と公益型の一般社団法人いずれも、調査対象全体より、「0円」の割合が少なくなっていました。

公益型の一般社団法人は、「0円」が50.0%でNPO法人よりも多いですが、

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

「100万円～500万円」の割合は14.6%でNPO法人よりも多く、NPO法人よりも、寄附金の受領額が二極化している様子が伺えます。

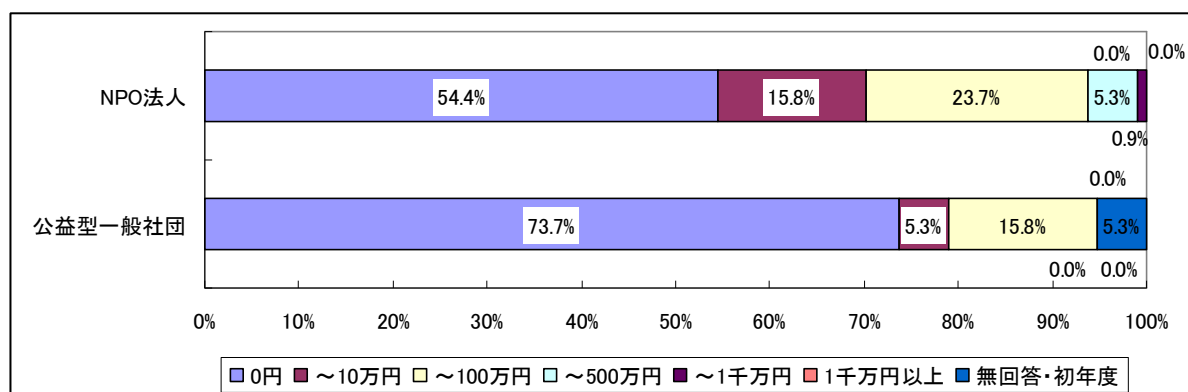
【直近事業年度の受領寄附額（ボランティア型）】



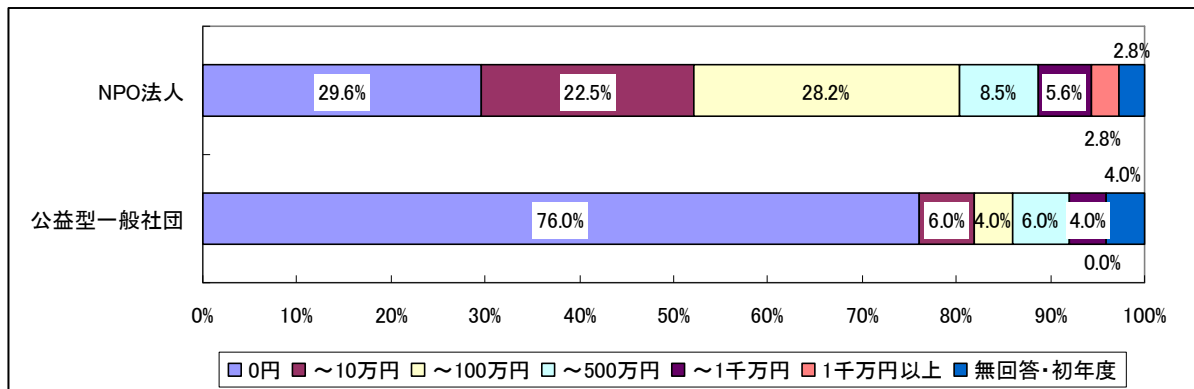
続いて、準事業型同士、スポンサード型同士でNPO法人と公益型の一般社団法人を比較しました。

準事業型は、事業型と似た傾向で、スポンサード型は、ボランティア型と似た傾向でした。

【直近事業年度の受領寄附額（準事業型）】



【直近事業年度の受領寄附額（スポンサード型）】



類型による差はありますが、全体として、NPO法人の方が、公益型の一般社団法人よりも多くの寄附金を受領しているようです。

■ 活動10年未満の法人の寄附金受領額

平成20年（2008年）の公益法人改革関連3法の施行後に活動を開始した法人に絞っても、公益型の一般社団法人よりNPO法人の方が、寄附金の受領額が多いことが分かりました。

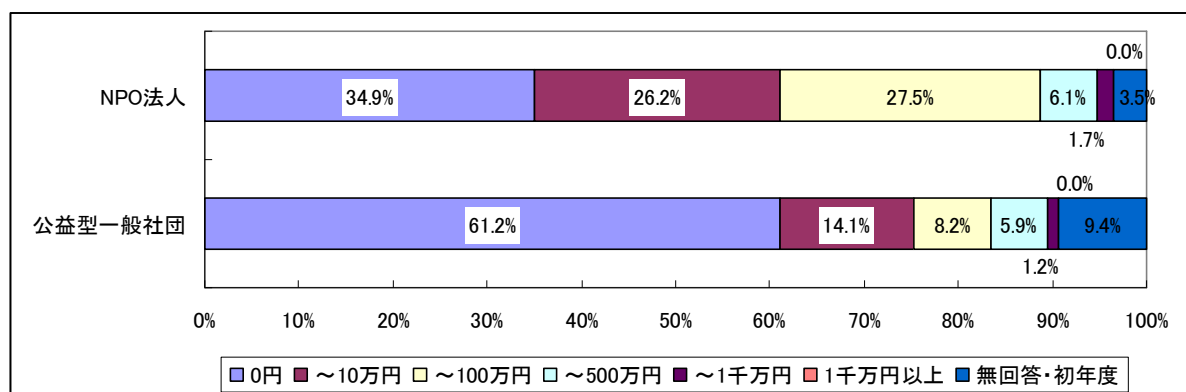
なお、受領金額別の割合について、NPO法人は、調査対象全体とほぼ同じですが、公益型一般社団法人は、調査対象全体と比べて「0円」の割合が減っています。

【直近事業年度の受領寄附額】

区 分	NPO法人		一般社団法人(公益型)	
	調査対象全体	活動10年未満のみ	調査対象全体	活動10年未満のみ
0円	35.8%	34.9%	67.6%	61.2%
1円 ～ 10万円	24.3%	26.2%	8.7%	14.1%
10万円 ～ 100万円	28.0%	27.5%	10.6%	8.2%
100万円 ～ 500万円	6.8%	6.1%	5.8%	5.9%
500万円 ～ 1千万円	1.6%	1.7%	1.0%	1.2%
1千万円 ～	0.8%	0.0%	1.4%	0.0%
初年度・無回答	2.8%	3.5%	4.8%	9.4%

第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

【直近事業年度の受領寄附額（活動10年未満の法人）】

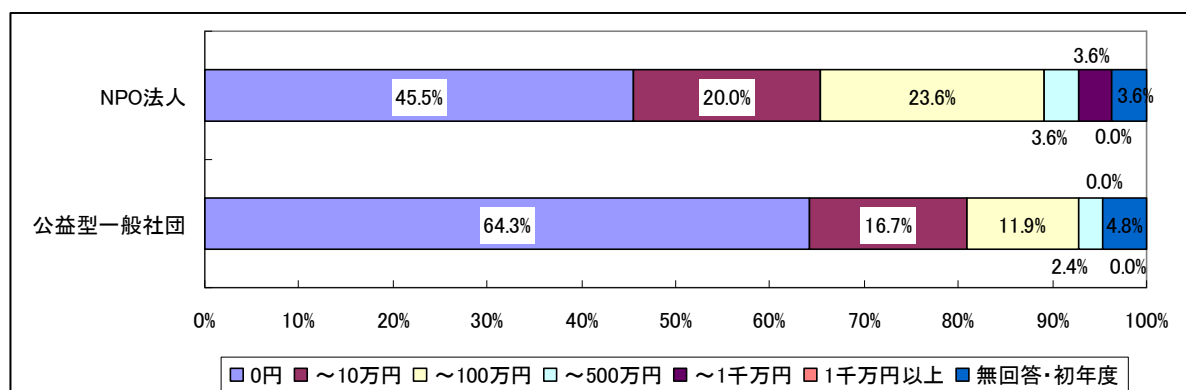


また、活動10年未満の法人を、さらに類型別に細分化してみました。ただし、1 類型あたりのサンプル数が少なくなることから、寄附金受領額の回答に偏りが出ている可能性があるため、参考として記載します。

NPO法人は、調査対象全体と比べると、ボランティア型で「0円」の割合が少なくなっている一方、事業型、準事業型及びスポンサード型で「0円」の割合が多くなっています。

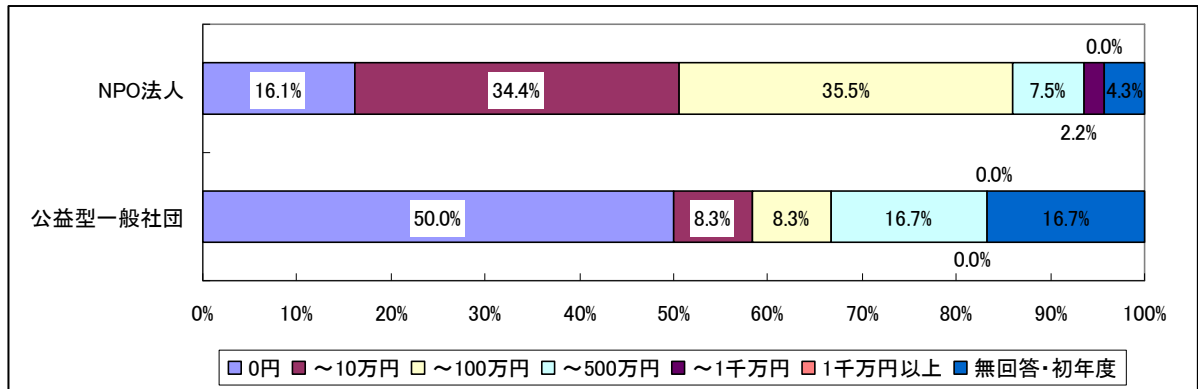
一方、公益型の一般社団法人は、調査対象全体と比べると、事業型、準事業型及びスポンサード型で「0円」の割合が少なくなっていました。なお、ボランティア型では、「0円」の割合は、ほぼ同じでした。

【直近事業年度の受領寄附額（活動10年未満で事業型の法人）】

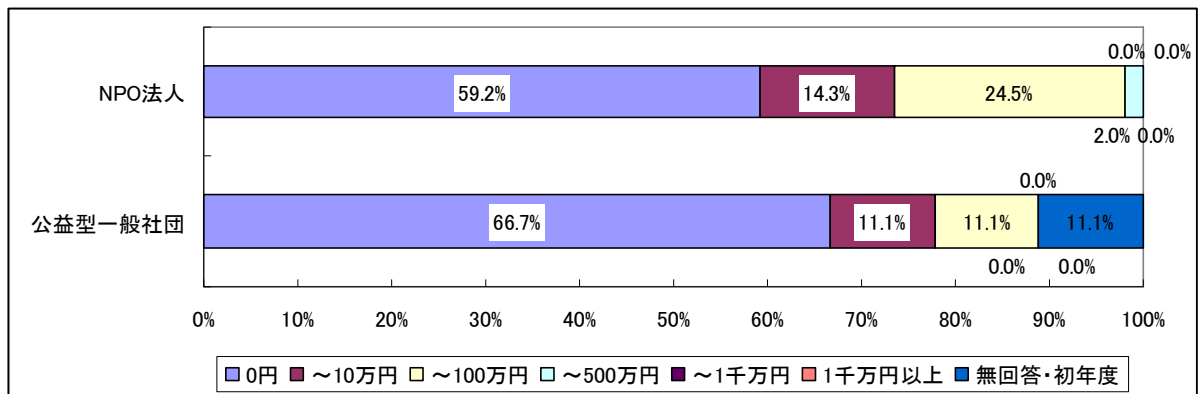


第2章 社会貢献活動を取り巻く現状

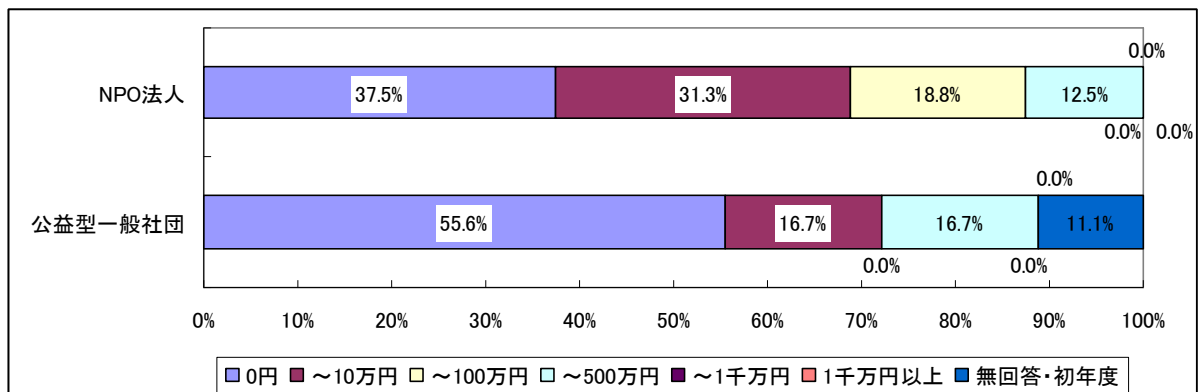
【直近事業年度の受領寄附額（活動10年未満でボランティア型の法人）】



【直近事業年度の受領寄附額（活動10年未満で準事業型の法人）】



【直近事業年度の受領寄附額（活動10年未満でスポンサード型の法人）】



(7) 担い手の変化

① 働く環境の変化

日本社会は、少子高齢化が一層進展して、人口が減少する時代に入りました。生産年齢人口の減少による労働力不足と、年金の受給開始年齢の引き上げにより、高齢になっても働き続ける人が増加する傾向にあります。

また、過重労働を抑制し、柔軟な働き方を実現するため、国として働き方改革が進められています。その一環として、平成30年（2018年）1月に「モデル就業規則」が改訂され、副業・兼業が解禁されました。

さらに、テレワークの普及により勤務時間や勤務場所の制限がなくなり、これまで働くことが難しかった障害者等にとっても、働きやすい環境ができ始めています。

② ソーシャル・ビジネスへの関心の高まり

社会貢献活動を行う個人として、定年退職後のシニア世代や、空いた時間に地域で助け合い活動を行う現役世代や学生等のボランティアが活躍していますが、最近では、社会貢献活動をキャリアの一つと捉える人が増えつつあります。

スキルに見合った報酬を得ることを前提に、社会的課題の解決を目的としつつも事業の持続可能性を重視し、寄付金などの外部資金だけに頼らず継続的に収益を上げていくソーシャル・ビジネスへの関心が高まっています。

(8) 新たなリスクへの対応

① 新型コロナウイルスの感染拡大による影響

令和2年（2020年）の初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、NPO活動にも大きな影響を与えました。

経済成長の停滞から、雇用に深刻な影響を及ぼし、生活困窮者が増加したため、フードバンク事業など社会的弱者支援のニーズが増大しました。

また、感染拡大を防ぐための外出自粛やソーシャル・ディスタンスの確保により、高齢者や障害者など支援を必要としている人が地域で孤立してしまう例が増えました。

② 新しい事業手法の必要性

これまでのNPO活動では、困っている人に直接会って相談に乗り、寄り添いながら支援し、仲間が集まって一緒に課題を解決してきました。

しかし、密閉された空間、人と人との距離が密接、大勢の人が密集という3つの条件が揃った場合に新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることから、「3密」を回避することが必要とされたため、NPO活動の縮小や休止を余儀なくされ、NPOの事業継続が危ぶまれる事態になりました。

新型コロナウイルスと共存するウィズ・コロナの時代においては、感染による健康被害のリスクを減らしつつも、社会的課題を解決していくために、新しい生活様式による事業手法が必要とされています。

第3章 NPOに期待される役割

1 目指す姿

(1) NPOへの期待

NPOは、市民が自らの理念に基づいて活動する「自発性」、新しい社会的課題や少数者のニーズに、いち早く気づき、独自の視点から取り組む「先駆性」、既存の枠組みにとらわれず、すばやく意思決定し、行動できる「機動性」、日々刻々と変化する状況や、相手の細かな事情を汲み取り、現場のニーズに合わせて対応できる「柔軟性」などの優れた特質を持っています。

そのため、NPOは、社会的課題の解決にあたって、行政や企業とは異なる着眼点、異なる切り口で取り組み、行政や企業だけでは不可能な解決方法を導き出せる存在として期待されています。

また、NPOは、市民が多様な課題に向き合い、互いに助け合って課題を解決していくためのプラットフォームになってきたという実績があります。

そのため、NPOは、市民の力を結集した存在として、市民と行政との間、市民と企業との間など、異なる主体を繋ぐ接着剤となることが期待されています。

(2) 本指針の目指す姿

本指針で目指すのは、市民の自発性に基づくNPOが、先駆性、機動性、柔軟性を発揮しながら、社会的課題の解決に取り組むこと、そして、そのようなNPOを起点とした新たな人と人とのつながりから、社会貢献活動の輪が広がっていくこと、その結果として、誰一人取り残されることなく、あらゆる人が生きがいを持って活躍することのできる社会が形作られること、最終的には、多様な主体がそれぞれの特性を活かしながら協働することを通じて、地域全体の課題解決力が高まり、将来にわたって持続可能な豊かな地域づくりを実現することです。

(3) **目指す姿への道筋**

NPOが、自らの優れた特質を活かして、期待される役割を果たすには、社会的課題の解決に向けて活動していくための組織運営基盤を持つことが必要です。同時に、広く市民に開かれた組織として、市民の信頼を得られるような運営体制が必要です。

その上で、活動の実績を積み重ねながら、市民への情報発信を強化することで、より多くの市民の理解、共感、支持を得て、活動の規模を大きくしたり、活動の幅を広げたりすることも可能になります。

2 組織運営基盤の強化

(1) NPOの新陳代謝

NPOは、社会の変化や構成メンバーの変化によって、活動を見直す必要があります。ある組織が活動を終えて解散しても、別の人が別の考えで新たな組織を作ることもあり、結果として、新陳代謝されていきます。

NPOは、活動そのものに価値があり、状況の変化によって組織形態が変わっていくのは自然なことです。従って、NPOの組織運営基盤の強化の目的は、組織自体を維持することではなく、活動しやすい環境を整えることだということに留意する必要があります。

(2) 次世代を担う人材育成

① NPOのスタッフ

NPOによって、少数精鋭の常勤スタッフで活動する団体から、大勢のボランティアを集めて活動する団体まで、多様なスタイルがあります。

従って、有償スタッフと無償スタッフの比率や、常勤スタッフと臨時スタッフの配置などは、それぞれのNPOの活動内容に応じて、最適な組み合わせを考えていくことになります。

② 組織運営の実態調査結果

令和元年度「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」によると、総会の開催、総務、会計、諸手続等の組織運営を担うスタッフは、54.5%のNPO法人で無報酬の法人役員であり、33.8%のNPO法人で有償の法人職員又は法人役員でした。

一方、公益型の一般社団法人では、58.0%で有償の法人職員又は法人役員であり、33.8%で無償の法人役員でした。NPO法人と比較すると一般社団法人は、有償スタッフが組織運営を担う割合が高いようです。

いずれにしても、3割から5割程度の団体では、法人役員が、無報酬で組織運営を担っています。

【組織運営業務の中心者】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①法人の役員（無償）（54.5%）	①法人の役員（有償）（34.3%）
②法人の職員（有償）（18.1%）	②法人の役員（無償）（33.8%）
③法人の役員（有償）（15.7%）	③法人の職員（有償）（23.7%）
④無回答（5.7%）	④ボランティア（無償）（2.4%）
⑤ボランティア（無償）（3.1%）	⑤その他（無償）（1.9%）
⑥臨時スタッフ（有償）（1.9%）	⑥臨時スタッフ（有償）（1.4%）
⑦アウトソーシング（有償）（0.6%）	⑥無回答（1.4%）

③ 組織運営の課題

組織運営には、NPOの人材育成、資金獲得、会計・税務、対外的な広報プレゼンテーション技術など、多岐に渡る知識経験が必要であり、特定の役員が無報酬で対応するには、負担が大きすぎると思われます。これに対応するため、その役員に報酬を支払って負担に報いるという方法もありますが、資金面の問題等により難しい場合もあります。

そこで、現場のスタッフが、もう少し運営に携わるようにしたり、広報担当や資金集め担当など役割分担を決めて、他の役員やメンバーに仕事を割り振ったりする方法が考えられます。

さらに、外部の専門家の助けを借りながら、クラウド上のフリーソフトを活用して業務効率化を図るなど、組織運営の負担を軽減することが重要と思われます。

④ NPOの価値への共感

NPOは、地域の課題解決や、理想の実現を目指して活動していますが、「志」や「生きがい」といった価値を基礎として、団体の理念への共通認識で結びついた人々の集まりです。

従って、その活動を引き継ぐのは、団体の理念や活動に共感した人であるケー

第3章 NPOに期待される役割

スが多いと思われます。

そこで、団体の理念や活動に共感してくれる人を増やすという観点から、団体に興味を持って参加してくれたボランティアに対しても、目に見える報酬だけでなく、プロジェクト成功の達成感や、それを共有する仲間とのネットワークなど目に見えない価値を提供しながら、団体の理念やミッションについて、コミュニケーションをとっていくことが必要と思われます。

(3) 経済基盤の強化

① 経済基盤の安定化

令和元年度「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」によると、法人の運営・活動上の課題として、NPO法人も一般社団法人も、「法人の運営や事業の実施に必要な資金が不足している」が最も多く、4割程度が回答していました。

NPOは、困っている人を支援するなど、活動そのものが注目されがちですが、そうした活動を持続的に行うには、安定的な経済基盤が必要となりますので、ファンドレイジング（資金集め）にも、活動そのものに劣らず、力を注ぐ必要があります。

NPOの収入源は、大きく4つに分けられ、正会員の会費、事業収入、賛助会員会費及び寄附金、補助金・助成金があります。この4つの比率は、NPOの活動分野や活動スタイルによって異なります。

生活困窮者の支援等では、支援対象者からの利用料収入が見込めず、事業収入を増やせないケースもあります。とはいえ、安定した事業継続と資金繰りのためには、特定の財源に偏ることなく、なるべく複数の収入源をバランスよく組み合わせることが肝要です。

② 収入を増やすための注意点

NPOの収益を増やすための注意点を見ていきます。

ア 正会員からの会費収入

正会員からの会費収入は、最も安定的な収入としてNPO活動の基礎となるものです。

ただし、NPO法人は、市民に広く開かれた組織として、社員の資格の得失に関して不当な条件を付さないことがNPO法で定められているため、会費の金額の設定が高すぎて、市民の参加の妨げになってしまうことがないように、配慮が必要とされています。従って、会費収入を増やすには正会員を増やすしかなく、劇的に増やすことが難しい収入でもあります。

イ 事業収入

事業収入は、利用会員からの会費、講習会等の参加者からの参加費、介護保険制度による介護報酬等です。これらは、ニーズを的確に見極めることができれば、利用者等に対応するためのスタッフ、設備、場所を確保することにより、増やすことも可能です。

このニーズの見極めについては、統計資料やニーズのヒアリング結果などデータを収集した上で、経営の専門家に相談するのがよいと思われます。また、増設する設備等の耐用年数に応じて、10年～15年程度の事業計画を策定するのが望ましいです。

事業収入のうち受託事業収入について、企業等からの委託を受けるには、実績や経験を問われるケースが多いようです。また、受託事業収入は、発注者の予算に左右されるため、簡単には増やせません。

コラム

受託事業の場合、委託料の積算において、事業の直接経費しか計上されておらず、NPOが安価な下請けとなってしまう例が報告されています。

発注者側は、法人本部の運営経費など間接経費を含めた全てのコストを回収できるようにする「フルコスト・リカバリー」の考え方を取り入れて積算することが必要です。

第3章 NPOに期待される役割

また、本業の資金不足を補うため、自動販売機の設置や広告の掲載など、その他の事業を行うことも考えられます。

ただし、NPO法人は、その他の事業の利益を特定非営利活動のために使用すること、特定非営利活動事業とその他の事業の会計を区分すること、その他の事業の総費用を法人全体の総費用の5割以内に抑えることが必要です。

ウ 賛助会員からの会費と寄附金

賛助会員からの会費や寄附金は、NPO活動に直接参加できない人が、間接的にNPO活動に関わる方法でもあるため、市民に開かれたNPOとして大きな意味があります。

サービスの対価としての事業収入ではなく、対価性のない寄附を集めることは、社会的課題の解決のために非営利で活動するNPOの真骨頂であり、NPOの特長でもあります。

一般的に、寄附は、その団体の運営体制への信頼を前提とし、その上で団体の活動内容や活動目的への理解や共感があってこそのものであるため、増やすには、運営体制の透明性を確保するとともに、市民の理解や共感を得るための情報発信が必要となります。

コラム

現在、クラウドファンディングで資金募集するための民間サイトも複数あり、何万件ものプロジェクトが掲載されています。

その中で、クラウドファンディングに初めて挑戦していきなり1億円を突破した団体もあれば、目標百万円で募集しても半年かけて数万円程度しか獲得できない団体もあるようです。

プロジェクトの設定の仕方や、情報発信の工夫が、非常に重要な要素となっています。

コラム

寄附を集める方法としては、募金箱、街頭募金、振込がありますが、最近は、クレジットカードやポイント寄附など、インターネットで手軽に寄附できる方法が増えています。

また、書き損じはがきや古本など、お金ではなく物の寄附を受け、それを換金するという方法もあります。

さらに、商品の購入代金の一部が寄附になる「寄付つき商品」や、ホームページを閲覧した人がクリックすると、スポンサー企業が寄附する「クリック募金」という方法もあります。

なお、募金箱や街頭募金など現金で受領する場合を除き、決済や換金に手数料がかかることが多いため、注意が必要です。

令和2年度（2020年度）に静岡県が実施した県政世論調査によると、過去1年間に寄附をしたことがあると回答した割合は、52.7%となっています。一方、令和元年度（2019年度）に内閣府が全国を対象に実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」によれば、過去1年間に寄附をしたことがあると回答した割合は、41.3%でした。なお、平成28年度（2016年度）に内閣府が全国を対象に実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」では、41.2%でした。調査時点の違いのせいとも考えられますが、寄附する人の割合は、静岡県の方が、やや高いと言えるかもしれません。

【過去1年間に寄附した人の割合】

静岡県（R2=2020）	全国（R1=2019）	全国（H28=2016）
52.7%	41.3%	41.2%

また、令和2年度（2020年度）に静岡県が実施した県政世論調査において、寄附をした団体等について複数回答を求めたところ、最も多かったのは「赤い羽根共同募金」で、寄附した人のうち70.9%が選択していました。次が「日本赤十字社」の40.1%、「町内会・自治会」の34.9%、「公益社団法人、公益財

第3章 NPOに期待される役割

団法人」の33.9%と続き、「都道府県・市町村（ふるさと納税含む）」が10.6%となっています。「NPO法人」は6.5%であり、「社会福祉法人」の6.4%や「その他の非営利法人」の6.9%と同程度でした。

一方、令和元年度（2019年度）に内閣府が実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」では、寄附したと回答した人のうち「赤い羽根共同募金」は36.8%、「日本赤十字社」は29.3%、「町内会・自治会」は28.7%、「公益社団法人、公益財団法人」は19.9%となっています。「都道府県・市町村（ふるさと納税含む）」は12.7%、「NPO法人」は12.4%、「社会福祉法人」は7.8%、「その他の非営利法人」は8.7%でした。

調査時点の違いのせいとも考えられますが、静岡県では、赤い羽根共同募金や日本赤十字社などに寄附が集まりやすく、個々のNPO法人には寄附が集まっていないようです。

【寄附先（複数回答）】

寄附先	静岡県（R2）	全国（R1）
①赤い羽根共同募金	70.9%	36.8%
②日本赤十字社	40.1%	29.3%
③町内会・自治会	34.9%	28.7%
④公益社団法人、公益財団法人	33.9%	19.9%
⑤都道府県・市町村（ふるさと納税を含む）	10.6%	12.7%
⑥その他の非営利法人	6.9%	8.6%
⑦その他	6.6%	13.9%
⑧NPO法人	6.5%	12.4%
⑨社会福祉法人（赤い羽根共同募金を除く）	6.4%	7.8%
⑩政治団体、宗教法人	5.3%	6.1%
⑪学校法人	3.5%	5.9%
⑫どこに寄附したか分らない	2.4%	6.8%
⑬無回答	0.5%	0.7%

ふるさと納税は、返戻品が目的で寄附したケースも含まれていると思われますし、赤い羽根共同募金なども、町内会等の付き合いで寄附したケースもあるかと思われますが、全体として、寄附金は、個々のNPOというよりも、歴史

があり知名度の高い団体に集まっているようです。

寄附金を多く集めるためには、寄附する側の立場に立って、寄附しやすい手段を用意し、寄附したくなるような仕掛けをする必要があります。

寄附を募る目的、目標金額、集まった寄附金の使用計画、寄附金を財源とした事業の成果の公表方法などについて、具体的に定めた上で、戦略的に取り組んだ方が、ただ寄附を募る場合と比べて、寄附金を集めやすくなります。

その際、ファンドレイザーや広報アドバイザー、Webデザイナー等の専門家の支援を受けることも考えられます。

コラム

『寄付白書2017-Giving Japan 2017』では、「人はなぜ寄付をするのか」について、科学的な実証分析による「寄付の科学」が紹介されています。

人々の寄付行動が、どのような要因によって規定されるのかについて、寄付する側の社会的属性や心理メカニズム、あるいは寄付を受ける側の組織特性、さらには社会における法制度、媒介要因、寄付の帰結などの視点から分析されていますので、参考にお読みいただければと思います。

エ 補助金・助成金

行政のものは補助金、民間財団等のものは助成金とされています。

一般的に、行政の補助金は、予算の都合や方針転換等により、同じ補助金を毎年継続して受けるのは難しいです。しかし、民間財団等にも目を向ければ、多種多様な助成金があるため、自分の団体に合った助成金を選んで応募することにより、毎年、所要額を確保することも可能です。

採択されるには、寄附金と同様に、運営体制の透明性を確保するとともに、説得力のある事業計画の作成が必要となります。

コラム

NPOの資金獲得方法として、金融機関から融資を受ける方法もあります。介護保険事業や行政からの委託事業など、入金が事業終了後になるケースで、つなぎ資金が必要な場合には比較的借りやすいようです。

しかし、NPOの設立時や事業拡大時の設備投資資金等の場合は、NPO側に担保がなかったり、返済するための事業計画の策定が困難だったりするため、限られた事例しかないようです。

なお、NPO側が身の丈に合った経営を志向しており、融資を受けてまで規模を拡大する意思がない場合もあります。

(4) 外部環境の変化への対応

① 新型コロナウイルスの影響に関する調査結果

令和2年（2020年）初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、NPO活動にも大きな影響を与えました。

令和2年（2020年）6月から8月にかけて、全国のNPOを対象に、新型コロナウイルスNPO支援組織社会連帯（CIS）（事務局：特定非営利活動法人日本NPOセンター等）が実施した「全国調査 新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関するNPO緊急アンケート報告書」によると、活動の中止や変更など、法人の事業に対する影響が出ていると回答した割合は88%でした。

また、活動の縮小による事業収入の減少など、法人の経営に影響があったと回答した割合は、56%で、今後影響が出ると思うと回答した割合21%と合計すると、全体の4分の3以上が、影響を受けられるとの回答でした。

しかし、収益減少に対応するための新たな事業を始めているかという質問に対しては、「ある・予定中」と回答した割合が24%である一方、「なし・困難」と回答した割合が17%、回答しなかった割合が59%であり、具体的な対策がとれない状況にあることが伺えます。

② 必要な支援

当面必要な支援として最も多い回答は、事業継続のための資金提供であり、次に多い回答は、人件費や事務所家賃などの管理費の確保でした。

そして、活動再開に向けた取組については、密閉された空間、人と人との距離が密接、大勢の人が密集という3つの「密」の回避のほか、オンラインの導入やWEBの充実など、インターネット関連の対応が多く、その支援が必要との回答が目立ちました。

③ 新たなニーズ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、高齢者、障がい者、虐待、動物遺棄、環境負荷など多岐に渡る社会的課題が懸念されています。

また、新型コロナウイルスの影響で新たに生まれたニーズについて、喫緊の対応が必要となっています。

さらに、感染による健康被害のリスクを減らしつつ、NPOが事業を継続するには、「非接触・遠隔」の手法を取り入れることが求められています。

具体的には、タブレット等のデバイスやWi-Fi環境の整備をするとともに、こうしたICT機器を使いこなせる人材の育成が必要です。

④ 事業手法の変革への期待

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、直接会う機会が減ってしまったことから、稀に会えたときの温もりや触れ合いの価値が、非常に高く感じられるようになったとも言われています。

また、事業をオンラインだけにした場合、今後、新たな災害が起こり、オンラインに支障が出たときに、活動が全くできなくなってしまうことも考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、繰り返し訪れる様々なリ

第3章 NPOに期待される役割

スクに柔軟に対応するシステムや、平時から機能するネットワークの構築に向けて、リアルとオンラインの両方の良さを活かすハイブリッドな事業手法への変革が期待されています。

3 情報発信の強化

(1) NPO法人の説明責任

① 組織の意思決定

NPO法人は、NPO法第14条の5により、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、その業務について総会で決議することと規定されています。総会は、NPO法人の正会員によって構成されており、少なくとも毎年1回開催しなければなりません。

なお、NPO法人の定款変更、解散、合併については、総会の決議が必要ですが、それ以外は、定款に定めることにより理事会の権限にすることができます。総会の権限が大きい法人、理事会の権限が大きい法人、その程度も様々ですが、組織としての意思決定が適切に行われるように、透明性を確保することが必要です。

また、社員数や活動スタイルは法人によって様々であるため、一概には言えませんが、NPOの資金不足や人材不足といった課題について、特定の役員だけで抱え込まず、社員の間で共有し、皆で知恵を出し合いながら今後の方針を検討することが望まれます。

② NPO法の趣旨と情報公開

平成10年（1998年）に施行されたNPO法の趣旨は、所轄庁の監督をできるだけ少なくし、NPO法人の内容を情報公開することによって、その判断を市民に委ねることとされています。

NPO法人は、NPO法第28条により、毎年、事業報告書等を作成すること、所轄庁に提出すること、定款等とともに事務所に備え置き、利害関係人から請求があったときは、原則として閲覧させることが義務づけられています。

さらに、貸借対照表については、作成後遅滞なく公告しなければなりません。なお、貸借対照表の公告方法としては、官報に掲載する方法、日刊新聞紙に掲載

第3章 NPOに期待される役割

する方法、電子広告（内閣府NPO法人ポータルサイト掲載含む）、公衆の見やすい場所に掲示する方法のいずれかを定款で定めることとなっています。

NPO法人の財務諸表である活動計算書（PL）と貸借対照表（BS）、そして財産目録については、読む側である市民の立場に立って、他の団体と比較しやすいように、NPO法人会計基準によって作成することが望ましいです。

コラム

活動計算書は、企業の損益計算書とは異なり、無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合や、賃金を伴わないボランティアを受け入れた場合に、「施設等受入評価益」や「ボランティア受入評価益」を収益として計上することができます。

これらの収益は、金銭の授受を伴わないため、どんなに活発な活動が行われていても、損益計算書には表れないものですが、NPOは、一定の積算方法で活動計算書に計上することにより、NPOの活動や事業規模として表すことができ、戦略的な広報に役立てることができます。

なお、「施設等受入評価益」や「ボランティア受入評価益」を収益に計上した場合には、同額を「施設等評価費用」や「ボランティア評価費用」として費用に計上しますので、貸借対照表には影響しません。

NPO法人から事業報告書等の提出を受けた所轄庁でも、これらの書類を閲覧に供することが義務づけられています。なお、これまでは、設立認証申請等があったとき、所轄庁は、名称や事務所の所在地などの限られた事項のみ公告していましたが、令和2年のNPO法改正により、公表する事項が増え、定款、設立趣旨書、事業計画書等に記載された事項をインターネット等により公表することが規定されました。

これは、個人情報を守りつつ、市民がNPOに関する情報にアクセスしやすくするための措置であり、NPOが市民によって緩やかに監視されつつ、市民によって育てられていくというNPO法の趣旨に沿ったものと言えます。

一般社団法人や任意団体には、NPO法人のような情報公開の義務はありませんが、団体の説明責任として捉え、市民への情報公開を進めることが望ましいです。

(2) 戦略的な広報

① 法人の運営・活動上の課題

令和元年度に実施した「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」において、法人の運営・活動上の課題について複数選択してもらったところ、NPO法人の23.3%、公益型の一般社団法人の20.3%が「事業活動のPR、理解促進ができていない」と回答していました。市民に活動が知られなければ、支援者を増やすこともできません。

所轄庁に提出した事業報告書等が内閣府NPOポータルサイトで公開されることは、NPO法に基づく情報公開ですが、NPO活動について広く市民の理解、共感、支持を得るためには、それ以外にも積極的な情報発信が望まれます。

コラム

情報発信のメディアとしては、団体が発行するニュースレター、団体のホームページ、団体名義のSNSがあります。

そのほか、行政や他団体の発行する広報誌への掲載、新聞やテレビ等のマスコミ取材によるパブリシティ、人から人への口コミなどもあります。

マスコミ取材によるパブリシティは、マスコミにお金を支払って載せる広告ではないため、資金不足が課題のNPOにとって、積極的に活用したい方法です。

② SDGsと絡めた情報発信

SDGsは、多様なプレーヤー間の共通言語となり得るため、これまで社会貢献活動を行ってきたNPOの活動や目的を、SDGsの枠組みで捉えなおすことにより、全体の中で位置付けが明確化され、NPO活動に関心のある市民や、SDGsに取り組む企業関係者にも、分かりやすく説明できるようになります。

第3章 NPOに期待される役割

具体的には、団体の活動をSDGsと絡めて情報発信することにより、その団体に関心がある人だけでなく、SDGsの観点からサプライチェーンの見直しに取り組んでいる企業関係者の興味を惹きつけ、情報発信の相乗効果を狙う方法が考えられます。

また、他団体と共催でイベントを実施するような場合、共同でマスコミ取材を受け、新聞等に掲載されるパブリシティだけでなく、自分の団体のホームページに掲載したり、共催する団体からSNSで発信したりなど、市民が関心を寄せるきっかけを増やすことにより、広報効果の倍増が見込まれます。

③ 支援者へのフィードバック

支援を受けたNPOは、その成果について、支援者にフィードバックすることが必要です。支援者は、自分の支援が、実際にミッション達成の役に立っていることが分かれば、団体への信頼を深め、次のプロジェクトへの関心を高めることにもつながります。

従って、支援を受けたNPOは、受けた支援をどのように使い、どのような成果が上がったのか、できるだけ分かりやすい形で表現することが必要です。その形式は、支援を受けて作った製品そのものをお披露目するというケースもありますし、お礼状や刊行物、動画というケースもあります。こうした成果のフィードバックが、次の支援を呼び込み、その支援が次の成果をもたらすという好循環の実現が望まれます。

④ 具体的な目標に向けた広報戦略

情報発信を強化するにあたり、例えば、新しく団体のホームページを作成するといった取組が考えられます。ただし、漫然とホームページを作成するのではなく、情報発信して何を獲得したいのか具体的な目標を立てることにより、広報戦略が立てやすくなり、成果につながりやすくなります。

NPOの目指している理念について理解を求めるのか、寄附金を募りたいのか、活動メンバーを増やしたいのかによって、ターゲットが異なるため、最適なメディアは異なります。

また、寄附を募る場合も、寄附金の使途や目標金額によって、募集方法も変わってきます。

コラム

近年、社会人が実務経験や資格を活かし、ボランティアとして社会貢献を行う「プロボノ」という活動が注目されています。

目標金額に合わせた広報戦略の立案や、寄附しやすいインターネット・サイトの設計などについて、広報アドバイザーやWEBデザイナー、ファンドレイザーといった専門家の助けを借りるのもよいと思われます。

⑤ SNSの活用

SNSのうちFacebookは、仲間内でコミュニケーションをとるのに適しているため、メンバー同士の情報共有として活用できます。TwitterやInstagramは、Facebookよりも情報拡散力が高いため、知り合いでない人に向けて、団体の活動に興味をもってもらう方法として活用できます。

SNSの注意点は、頻繁に更新しないと、その他大勢の情報の中に埋もれてしまうということです。Twitterであれば、1日に最低でも5件は投稿することが望ましく、Facebookでも、月に1回の更新では少なすぎると言われています。頻繁に更新するためには、自分の団体の活動情報だけでなく、業界全体に関わる情報や、地域に関わる情報も載せるとよいと思われます。

(3) 新たな担い手や支援者の獲得

① 市民の社会貢献に関する実態

■ ボランティア活動経験の有無

令和元年度（2019年度）に内閣府が実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」によると、平成30年（2018年）の1年間にボランティア活動をしたことがあると回答した人は17.0%でした。

第3章 NPOに期待される役割

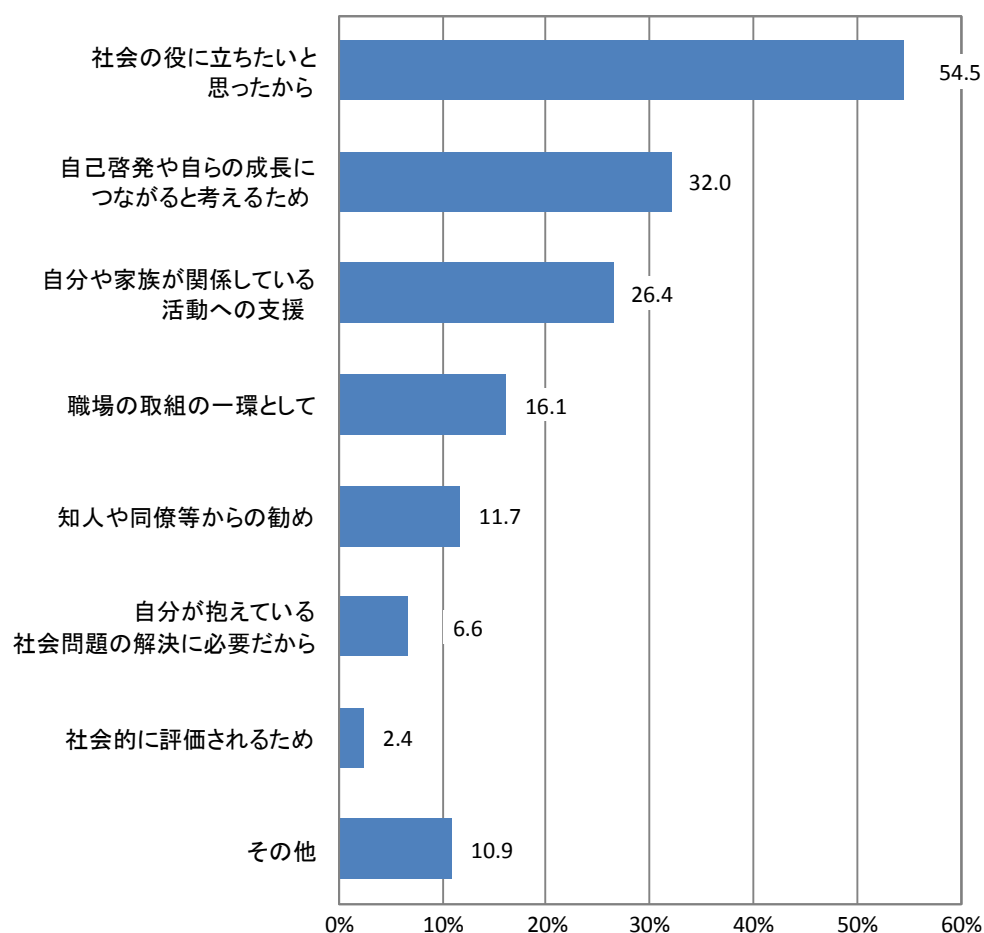
なお、前回の平成28年度（2016年度）に内閣府が実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」で、平成27年（2015年）の1年間にボランティア活動をしたことがあると回答した人は17.1%でしたので、ほぼ同じと言えます。

区 分	H28調査 (2016)	R1調査 (2019)
過去1年間にボランティア活動をしたことがある	17.1%	17.0%
過去1年間にボランティア活動をしていない	81.3%	82.8%
無回答	1.6%	0.2%

■ ボランティア参加の理由

平成30年（2018年）の1年間にボランティア活動をしたことがあると回答した人の参加理由は、「社会の役に立ちたいと思ったから」が54.5%、「自己啓発や自らの成長につながると考えるため」が32.0%、「自分や家族が関係している活動への支援」が26.4%となっています。

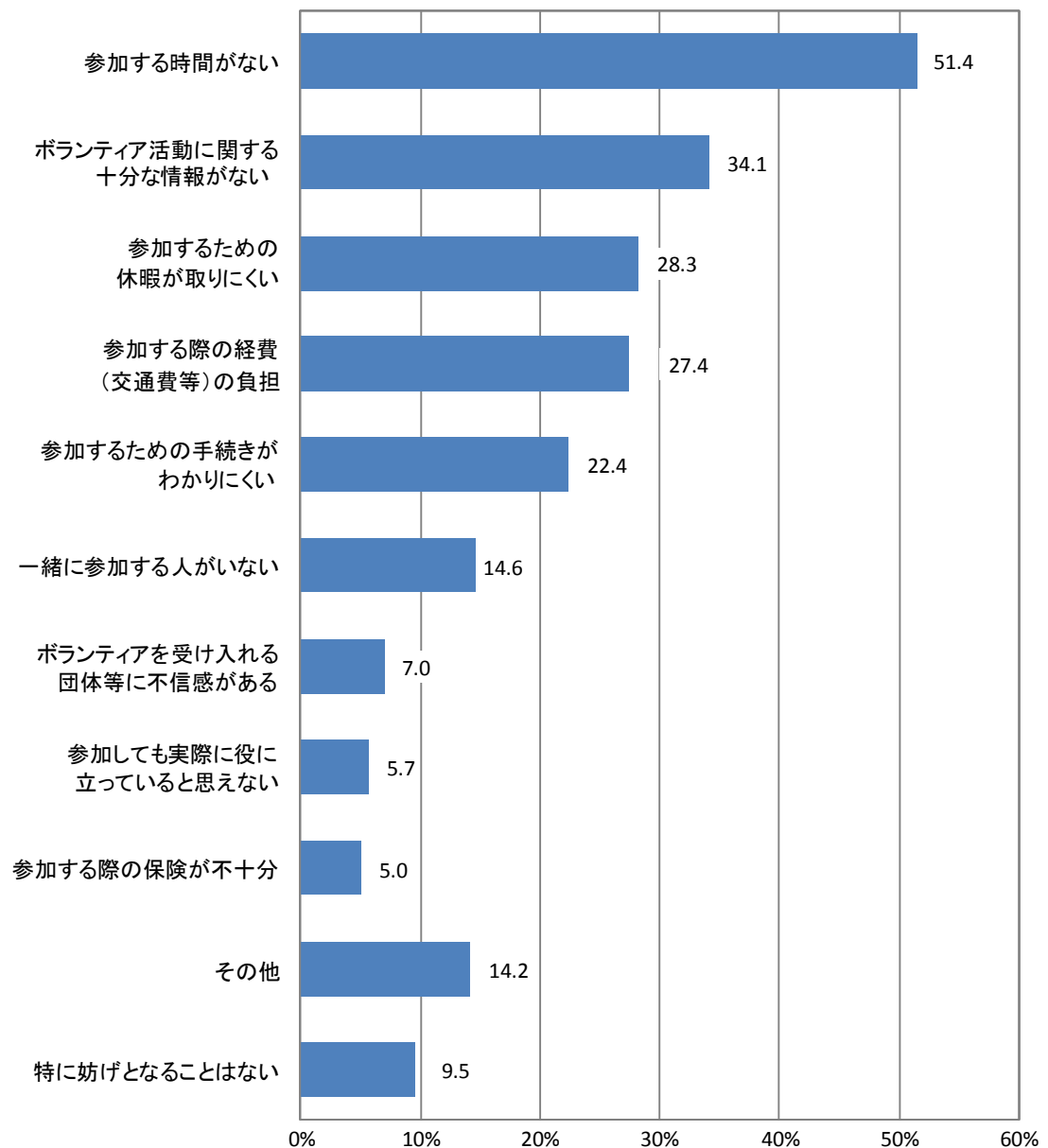
【図表】参加理由（n=497）【MA】《不明を除く》
※対象：平成30年度にボランティア活動をしたことが「あり」と回答した人



■ ボランティア活動への参加の妨げ

ボランティア活動への参加の妨げになることがあるかとの問いについては、「参加する時間がない」が51.4%、「ボランティア活動に関する十分な情報がない」が34.1%、「参加するための休暇が取りにくい」が28.3%となっています。時間的制約、情報の不足、費用の負担を要因として挙げる人が多いようです。

【図表】 参加の妨げとなる要因（n=2,997）【MA】《不明を除く》



第3章 NPOに期待される役割

■ ボランティア活動への興味と行動

NPO法人 a - c o n と NPO 法人二枚目の名刺が共同企画で実施した『「社会人ボランティアやプロボノを広げる仕組みを考える」～「社会人のボランティア意識」調査結果～（2011年11月）』によると、現在ボランティア活動をしている人は15.2%、ボランティアに興味はあるものの実際には活動していない人が40.4%、ボランティアに関心がない人は44.4%でした。

【ボランティア関与度】

回 答 内 容	割 合
直近2年以内にボランティア活動をした	15.2%
直近2年以内にボランティア活動をしていないが興味はある	40.4%
ボランティア活動に関心がない	44.4%

ボランティア活動に興味はあるが、実際にはボランティア活動の行動を起こしていない理由を複数選択で尋ねたところ、「なんとなくきっかけがなく、タイミングを逃している」という回答が51.8%で最も多かったです。

続いて「ボランティア活動に割く時間がない」が46.7%、「ボランティア活動を行う心の余裕がない」が39.4%、「具体的にどのようなボランティアやボランティア団体があるかを知らない」が36.1%、「参加できそうなボランティアやボランティア団体を、どのように探せばよいのか分からない」が34.7%でした。

【ボランティアに興味はあるが、現在活動していない理由(複数回答)】

回 答 内 容	割 合
なんとなくきっかけがなく、タイミングを逃している	51.8%
ボランティア活動に割く時間がない	46.7%
ボランティア活動を行う心の余裕がない	39.4%
具体的にどのようなボランティア、ボランティア団体があるかを知らない	36.1%
参加できそうなボランティア、ボランティア団体を、どのように探せばよいのかが分からない	34.7%
怪しいボランティア也多そうなので、一歩踏み出せない	22.1%
他にもっとやりたいことがある	15.8%
知り合いで、関わっている人がいないので、知らない団体には参加しにくい	13.5%
具体的にボランティア活動に従事するよりも、寄附などのかたちで間接的に世の中に貢献したい	13.3%
ボランティア団体が多すぎて、どこを選べばよいか、選ぶ基準が分からない	11.8%
家族が理解してくれない	4.3%
自分の考え方に合っていたり、共感できるようなボランティア団体がない	2.1%
その他	8.2%

■ ボランティア活動に関わるきっかけ

現在ボランティア活動をしている人に、ボランティア活動に関わるきっかけについて複数選択で尋ねたところ、「身近な人がボランティア活動をしていたから」という回答が32.1%で最も多かったです。

続いて「日常生活の中で社会や地域に対する疑問や課題を感じたことがきっかけ」という回答が30.1%、「会社や学校が行うボランティア・プログラムに参加したことがきっかけ」という回答が25.5%、「身近な人から誘われたことがきっかけ」という回答が25.0%、「ボランティア活動を行う人々を街で見かけたことがきっかけ」という回答が12.5%、「テレビや雑誌、インターネットで取りあげられていて興味を持ったことがきっかけ」という回答が8.6%でした。

この結果から、実際にボランティア活動を始めるきっかけとしては、テレビや雑誌、インターネットからの情報よりも、身近な人からの情報の方が、影響力が大きいことが分かります。

第3章 NPOに期待される役割

【現在ボランティア活動している人が、活動を始めたきっかけ(複数回答)】

回 答 内 容	割 合
身近な人が活動していたことがきっかけ	32.1%
日常生活の中で、社会や地域に対する疑問や課題を感じたことがきっかけ	30.1%
会社や学校が行うボランティア・プログラムに参加したことがきっかけ	25.5%
身近な人に誘われたことがきっかけ	25.0%
ボランティア活動を行う人々を街で見かけたことがきっかけ	12.5%
テレビや雑誌、インターネットで取りあげられていて、興味を持ったことがきっかけ	8.6%
過去に、ボランティア団体等が提供するサービスを受けたことがきっかけ	6.8%
その他	14.7%

■ ボランティアを始めてから気づいたボランティアの魅力と実態

現在ボランティア活動をしている人に、「ボランティアを始めてみて気づいたこと」や「始める前は気付かなかった発見」について複数選択で尋ねたところ、「一緒に活動する人に、明るく前向きな人が多く、活動に参加するのが楽しい」という回答が48.7%で最も多かったです。

続いて「今まで経験したことのない分野の活動に関われるので、勉強になる」という回答が45.2%、「ボランティア活動を通じて、自分の視野や興味の範囲が広がった」という回答が43.7%、「自分が、社会や誰かの役に立っている実感がわきやすい」という回答が38.6%でした。

一方、「思ったよりも金銭的な負担がかかる」という回答は23.3%、「ときどき人付き合いに疲れることがある」という回答は15.7%でした。

この結果から、実際にボランティア活動をしている人は、ボランティア活動に魅力を感じ、出会いや経験を通じた自分自身の成長や、誰かの役に立っているという実感を、ポジティブに捉えていることが分かります。

【ボランティアを始めてから気付いたボランティアの魅力と実態（複数回答）】

回 答 内 容	割 合
一緒に活動する人に、明るく前向きな人が多く、活動に参加するのが楽しい	48.7%
今まで経験したことのない分野の活動に関われるので、勉強になる	45.2%
ボランティア活動を通じて、自分の視野や興味の範囲が広がった	43.7%
自分が、社会や誰かの役に立っている実感がわきやすい	38.6%
仕事で培った能力やこれまで経験してきたことが役に立つので、充実感がある	26.7%
学校や会社と違って活動内容に自由度があり、主体的に取り組む活動が多い	26.3%
思ったよりも金銭的な負担がかかる	23.3%
ときどき人付き合いに疲れることがある	15.7%
自分が、取り組んだ活動についての成果が見えづらく、達成感が感じられない	8.3%
ボランティア活動時間が長くなりがちで、休む暇がなくなってしまう	8.3%
いつも同じような事業や活動をするのでマンネリ感がある	7.9%
仕事で培った能力が意外と役に立たない	5.0%
自分の団体の活動が、世の中にとって本当に必要なのか疑問に思うことがある	4.1%
その他	3.8%

② ボランティアの意義

ボランティア活動は、たとえ金銭的な対価がなくても、困っている人を支援するなど、誰かの役に立って、社会的な課題を解決したいという使命感に基づくものであり、大きな価値があります。その上で、前述の調査結果から、ボランティア活動する本人にとっても、人との出会いや新しい経験を通じて自分も成長できるものであり、自分にもプラスになるものであることが分かります。

ボランティア活動は、市民が多様な課題に向き合い、互いに助け合って課題を解決していく中で、市民社会が形作られていく基礎になるものであり、大変重要なものです。

③ ボランティアを増やす方法

日常生活の中で社会や地域に対する疑問や課題を感じて、自発的にNPOを立ち上げて解決しようとする人がいます。一方で、そこまで積極的ではないけれどボランティアに興味があるという人もいます。

ボランティアに興味がある人に対して、実際のボランティア活動への参加を促すには、すでに活動している身近な人が、ボランティアをやった良かったことについて情報提供し、一緒に活動するよう勧誘するのがよいと推測されます。

また、会社や学校が行うボランティア・プログラムも、気軽に参加しやすく、地域のNPOを知ることができる方法として有効です。ただし、お試しプログラムであるがゆえに、参加者に継続してNPO活動に携わってもらうには課題があります。

NPOの人材不足への対応としては、プログラムの後も折に触れてフォローし、情報提供を続けることにより、定着率を上げることが期待できます。

このように、現在活動している人が身近な人を勧誘する方法や、ボランティア・プログラムの参加者にフォロー・アップを行う方法は、無作為に不特定多数の人に呼びかける方法と比較して、効率的にメンバーを増やすことができると思われます。

ボランティアに興味がない人に向けて闇雲に情報発信しても、響く可能性は低いと思われますが、現在ボランティア活動をしている人が、ボランティア活動に興味がある人を誘い、その人が実際に活動を始めることで、その人の周辺のボランティア活動に興味がなかった人にも情報が届くようになるという方法で、少しずつ着実に、社会貢献活動のすそ野の拡大につなげていくことが期待されます。

4 多様な主体との協働

(1) 協働の実施状況

令和元年度に実施した「静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査」によると、協働（委託事業を含む）の実施状況について、NPO法人の67.2%、公益型の一般社団法人の61.4%が、実施したことがあると回答していました。

また、協働の相手方として最大2つまで尋ねたところ、行政との協働が最も多く、協働したことがあるNPO法人のうち75.9%、協働したことがある公益型の一般社団法人のうち78.7%が選択していました。次に多い相手方は他団体で、協働したことがあるNPO法人のうち35.7%、協働したことがある公益型の一般社団法人の38.6%が選択していました。

【協働の相手方（直近の2つまで選択）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①行政(75.9%)	①行政(78.7%)
②他団体(35.7%)	②他団体(38.6%)
③企業(21.0%)	③企業(18.9%)
④学校(15.2%)	④学校(11.8%)
⑤その他(3.1%)	⑤その他(1.6%)
⑥無回答(1.9%)	⑥無回答(0.8%)

協働の実施形態については、多い方から委託事業（指定管理含む）、共催、補助・助成の順であり、協働したことがあるNPO法人では、委託事業（指定管理含む）が52.6%、共催が35.2%、補助・助成が28.0%でした。また、協働したことがある公益型の一般社団法人では、委託事業（指定管理含む）が57.4%、共催が33.1%、補助・助成が23.6%となっていました。

協働の実施状況については、NPO法人と公益型の一般社団法人の差は、ほとんどないようです。

第3章 NPOに期待される役割

【協働の実施形態（直近の2つまで選択）】

NPO法人	一般社団法人（公益型）
①委託（指定管理含む）（52.6%）	①委託（指定管理含む）（57.4%）
②共催（35.2%）	②共催（33.1%）
③補助・助成（28.0%）	③補助・助成（23.6%）
④その他（7.2%）	④その他（7.1%）
⑤無回答（5.5%）	⑤協定（5.5%）
⑥協定（2.9%）	⑥無回答（4.7%）

コラム

委託事業の場合、事業の責任や成果が発注者側（委託元）に帰属するため、発注者から詳細な仕様書が示され、NPOの機動性や柔軟性を発揮しづらいことが課題となっています。

また、最近は、委託や指定管理を、同じ団体がずっと継続して受託する傾向にあることから、ブラッシュアップが必要と考えられます。

(2) 協働の意義と留意点

本県では、「協働」を、「NPO、企業、行政などがそれぞれの主体性、自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために、協力すること。」（静岡県発行『協働ガイドブック』平成18年）と定義しています。

全国では、平成10年（1998年）のNPO法施行後、各地の自治体において「協働」に関する指針や、それに類似するガイドライン、マニュアル、ハンドブック、ルールブックといったものが策定されています。

「協働」の最終目的は、より良い社会の実現といった公益的な目的を達成することですが、「協働」に取り組む際の考え方については、微妙に異なるものが混ざっているように思われます。

① NPOと行政の「協働」に係る考え方

ア 画一的、硬直的な行政の施策に、市民の考えを直接反映させる

NPOと行政の「協働」においてよく見られる考え方として、「協働」によって、画一的、硬直的な行政の施策に、市民の考えを直接反映させるというものがあります。

市民の考えを行政の施策に反映させる方法として代表的なものは、首長や議員の選挙を通じて行う方法ですが、これは間接的な方法です。また、市民が一人で、施策に意見を反映させるのは現実的ではありません。

そこで、市民が集まって設立した市民活動団体として、行政と議論しながら施策を練り上げていくことにより、施策に市民の考えを直接反映させることができるという考えです。

この考え方の場合、市民活動団体と行政が議論するというプロセスに価値を置き、異なる存在がぶつかり合って起こる刺激や化学反応を重視します。従って、「協働」の直接的な成果はもちろん、化学反応の結果としてもたらされる組織の変容といったものも評価します。

イ 行政の無駄を省き、業務を効率化する

NPOと行政の「協働」において見られる別の考え方として、「協働」によって、行政の無駄を省き、業務を効率化するというものがあります。

行政は、公平性、平等性、法令に基づく手続きを重視するため、現場での機動性や柔軟性に欠けることがあります。一方、小回りのきくNPOは、その点、効率的に業務を行うことができます。

この考え方の場合、全体の最適化という視点から、最少の経費で最大の効果を発揮することを重視します。

② NPO同士、NPOと企業の「協働」に係る考え方

NPO同士の「協働」や、NPOと企業の「協働」でよく見られる考え方として、「協働」によってWin-Winの関係を築くというものがあります。

例えば、農福連携事業は、農林水産省の定義によると、障がい者等の就労や生きがいつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性のある事業とされており、近年、注目されている取組です。

「協働」によってWin-Winの関係を築くという考え方の場合、「協働」自体は目的ではないため、どちらか一方のメリットがなくなった場合や、お互いにメリットがなくなった場合に、「協働」関係が解消されやすくなります。

③ SDGsの「パートナーシップ」の考え方

SDGsの「パートナーシップ」の考え方は、誰一人取り残すことなく、国、地域、行政、市民社会、ビジネス・民間セクターなどあらゆる分野のステークホルダーが当事者意識を持ち、それぞれの知見や資力を活かし、パートナーシップによって取り組む「参画型」が必要だということです。

まず、SDGsは、単独のプレーヤーでは、とても達成できないほど困難な目標だという前提があります。また、17の目標同士が相互に連携していることから、一つの目標だけを追うと、他の目標達成の支障となるケースもあるため、互いの取組のバランスをとらなければ、全ての目標が達成できないという側面もあります。

さらに、誰一人取り残すことなく、あらゆる分野のステークホルダーが当事者意識をもって取り組むこととされているため、SDGs達成への取組の場合、「協働」は必然となります。

④ 互いの目標のすり合わせ

協働についての考え方や協働の狙いは様々であり、NPOと行政、NPOと企業、あるいはNPO同士であっても、協働事業に参加する主体によって、異なる可能性があります。

異なる主体が、「協働」で社会的課題の解決に取り組む際は、「協働」と言っても様々な考え方があり、どの考え方が良いとか間違っているとかいうものでもないということに留意して、まずは、お互いの「協働」の考え方を確認した上で、達成すべき目標のすり合わせをすることが必要と思われます。

⑤ 独自性の尊重

少子高齢化に伴う人口構造の変化、経済成長の停滞への懸念、格差の拡大、気候変動に伴う災害等により、社会的課題が多様化、複雑化する中で、多様な主体が、それぞれの問題意識から、自発的に社会的課題の解決に向けて取り組んでいます。

それぞれの問題意識や切り口が異なるからこそ、多様な解決方法が創出され、誰一人取り残されることのない社会の実現に近づくものと思われます。

それゆえに、多様な主体のそれぞれの独自性は、尊重される必要があります。

第4章 県の施策の方向性

1 これまでの県の取組

(1) 基金方式によるNPO活動の促進

平成22年度末（2010年度末）に静岡県社会貢献活動促進基金（愛称：ふじのくにNPO活動基金）を創設し、国の「新しい公共支援事業」の交付金を受け入れ、県費及び県民の寄附金と併せてNPO活動促進のための事業を行ってきました。

① 「新しい公共支援事業」交付金を活用した事業

新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするという交付金の趣旨に沿って「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」や「NPOの活動基盤を強化する事業」等を実施しました。

「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」は、NPO、行政及び企業等の多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる取組（マルチステークホルダー・プロセス）を試行するものでした。

平成23年度から24年度（2011年度から2012年度）の2年間で、災害救援、福祉、まちづくり、観光振興、里山整備や農村コミュニティづくりなどの12の事業に対し、合計84,595千円の助成を行いました。

この事業の成果は、現在も、川根本町の高齢者宅配サービスや伊豆市の移住情報センターなどとして活かされています。

また、「NPOの活動基盤を強化する事業」では、個別NPOのマネジメントや情報発信、資金調達力の強化の支援のほか、中間支援に携わる人材の育成を行いました。

「新しい公共」の一連の事業は、行政だけでは対応が不十分な地域の課題に対して、行政と企業、NPO等が連携して試行的に事業が進められたことにより、

多様な主体による協働の面で一定の成果を挙げることができたと考えられます。

その一方で、事業終了後の「新しい公共評価部会」からは、「今後の市民ファンドの動きとあわせて、企業、行政、市民団体、プロボノ、中間支援のプラットフォームを作っていくことが望ましい」といった意見が出されており、一過性でないより強固な連携の仕組みづくりを今後の課題として検討していくこととなりました。

② 県費及び県民の寄附を原資とした事業

県費に県民や企業からの寄附を加え、これを原資に「NPO活動助成事業」を実施して平成23年度から27年度（2011年度から2015年度）までの間に約120件、計50,000千円の助成を行いました。

ふるさと納税のスキームを活用し、県民や企業等からの多様な形で「ふじのくにNPO活動基金」へ寄附金を受け入れる仕組みを構築したことは、本県の寄附文化の醸成の一つの契機となりました。この事業を通じて、企業のCSRとしての寄附の取組が広がり、NPOとのマッチングも進みました。

NPO自身も、基金事業への応募を通じて、自らの事業の意義や見込まれる成果等を説明する力が磨かれ、市民や企業の支持を獲得していく能力が高められました。

また、認定・仮認定の取得が直ちに難しい場合であっても、基金事業を活用することにより寄附控除を活用した資金調達が可能となり、基金事業への登録団体であることが社会的な信用にもつながりました。

③ 市民コミュニティ財団の誕生

平成26年（2014年）9月には、この事業の趣旨を引き継ぐ形で、県下初の市民コミュニティ財団となる「一般財団法人ふじのくに未来財団」が誕生し、平成27年4月に公益認定を受け、公益財団法人に移行しました。

第4章 県の施策の方向性

今後は、民間団体としての高い自由度を生かして創意工夫を発揮し、中間支援機能も併せ持った基金事業を通じて、本県のNPO活動の促進に大きな役割を果たしていくことが期待されています。

④ さらなる資金獲得に向けた課題

このように、基金方式の「NPO活動助成事業」は、寄附控除の活用を通じてNPOの活動資金の調達や企業とのマッチング、寄附文化の醸成等に一定の効果があつたと考えられますが、各種の調査等からは未だ多くのNPOが資金面での課題を抱えていることが指摘されています。

基金事業ではNPOの財政基盤の強化を図るため、「資金調達力強化支援事業」も併せて実施しましたが、今後はNPOが自らの力で広く市民や企業、金融機関等から必要な活動資金を調達することのできるよう、バックアップしていくことが必要であると考えられます。

(2) 中間支援体制の強化を通じたNPOの組織運営基盤強化

NPO法の施行から10年以上が経過し、NPO法人の数が増加したことやその活動の多様化が進んだこと等に伴い、個々のNPOの組織マネジメントや資金調達力を高めていくための中間支援に対するニーズも大きく増加したため、本格的な中間支援型NPOの育成が急務となっていました。

① 地域交流プラザ「パレット」

また、県では平成8年度（1996年度）から、主にNPO活動の場の提供を目的として県内3ヶ所に地域交流プラザ「パレット」を順次設置してきましたが、市町においてもこうした活動の場の提供を行う動きが広がってきました。

このような背景から、平成23年度から24年度（2011年度から2012年度）にかけて地域交流プラザ「パレット」のあり方について検討を行い、東部、中部、西部の3箇所の「NPO活動センター」として再編することで、活動の場の提供は市町に任せ、県の支援は中間支援機能に特化する見直しを行いました。

② ふじのくにNPO活動支援センター（FNC）

平成28年度（2016年度）には、市町の市民活動センターと県の「NPO活動センター」との間で業務の重複が発生していること踏まえ、県全体として行政による望ましいNPO支援のあり方を再検討しました。

その結果、従来の3センター一律であった業務内容を見直し、情報センター機能や、人材育成のうち集合研修の実施などスケールメリットが活きる業務について、静岡市の総合拠点に集約化し、西部拠点の機能は、1年間の経過措置を経て、総合拠点に統合しました。

また、東部拠点は、市町の市民活動センターの設置が進んでいない伊豆地域のNPO支援のため、当面の間は残しつつ、継続的に見直すこととしました。

これにより、県の「NPO活動センター」では、NPOの組織基盤強化のための個別コンサルティング、資金調達支援、活動を担う新たな人材育成などの業務を集中的に実施するとともに、市町が設置する市民活動支援センターの支援やNPO活動に係る広域的なネットワークづくりを進めてきました。

しかしながら、NPOが抱える課題は近年更に多様化、専門化しており、より一層の中間支援機能の強化が求められる状況となっています。

(3) NPO活動の担い手の発掘と参加促進

① 新たな担い手の発掘

地域の中には、社会貢献に関心を持つ企業や専門家、豊富なキャリアを持って退職したシニア層、子育てが終わって改めて仕事を探している女性層、新しい目線で敏感に地域の課題に気づいている学生層など、潜在的な社会貢献活動の担い手が多数存在しています。

地域において持続的に社会的課題の解決に向けた活動が進められていくためには、これらの人や組織に対し、NPO活動への参加のきっかけづくりを行い、新たな担い手として育てていく仕組みが必要です。

第4章 県の施策の方向性

特に、次世代の担い手の育成の観点から、学生や若年層に向けた働きかけを強化していくことが重要です。

② 社会貢献活動体験プログラム

学生や若年層などを中心に、これまでボランティアなどの社会貢献活動の経験のない人を対象として、NPO活動の現場でボランティア体験する「社会貢献活動体験プログラム」を実施しました。福祉、環境、文化、まちづくり、子育て等の分野で、全18の体験メニューを提供しました。

今後は、プログラム終了後も参加者が継続的に社会貢献活動に取り組めるよう、フォローアップの強化が必要となっています。

2 今後の県の施策の方向性

最後に、これまでの県の施策の実施状況や社会貢献活動を取り巻く現状等を踏まえ、県と市町との役割を整理した上で、今後の県の施策の方向性を示します。

(1) 県と市町の役割

① 市町が果たしている役割

地方分権の流れの中で、県内においても「自治基本条例」や「協働条例」等を定め、市民との協働を積極的に掲げる市町が増えています。

市町における市民協働は、伝統的にその多くが行政と自治会等のコミュニティ組織を中心に進められてきました。それが、近年は、市民活動の推進のため、市町が市民活動支援センター等を設置し、活動の場の提供を行うケースや、NPOへの中間支援を行うケースが見られるようになってきました。

② 県の役割

これに対して県は、先進事例等の情報収集・発信、専門的なノウハウが必要な人材育成やモデル的な取組の支援、人材や資金を必要としているNPOと支援者の広域レベルでのマッチング支援など、そのスケールメリットを生かして中間支援の機能を強化していきます。

令和2年度（2020年度）には、新型コロナウイルスの影響で収入が減少したNPO法人を対象に、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金を財源として、応援金を交付しました。コロナ禍のように、多くのNPOが影響を受ける出来事があったときは、県の役割として、県内のNPO全体を支えていきます。

一方で、市町の市民活動センター未設置地域においては、地域の核となるNPOが中心となって市民活動関係者が組織したネットワークによる相互交流、情報交換、協働の機会創出を支援していきます。

また、市町の役割との重複を避けるという観点も入れつつ、所轄庁として県の

第4章 県の施策の方向性

果たすべき役割を考えながら、「ふじのくにNPO活動センター」のふさわしいあり方を検討していきます。

(2) NPOの組織運営基盤の強化の支援

① 専門相談と研修

中間支援業務を行う県の「ふじのくにNPO活動センター」は、市町の市民活動支援センターでは対応が困難な専門的な相談や、広域的な課題に対する支援等を行ってきました。

今後は、それらの取組に加えて、NPOの資金獲得方法であるファンドレイジングの普及や、ICT活用のための環境整備など、NPO活動の活性化や運営業務の効率化に資するような実践的なノウハウを学べる研修を実施することにより、NPOが抱える多様で専門的な課題についても確実に解決が図られるよう支援を行っていきます。

また、これらの支援ノウハウを市町の市民活動支援センターをはじめとする県内の中間支援組織と共有化していくことで、県全体として中間支援の充実を図っていきます。

② プロボノの活用

近年、社会人がその職業的専門性を活かし、ボランティアとして社会貢献を行う「プロボノ」という活動が注目されていますが、現状では、その活動の実態に関する情報や支援ニーズとのマッチングの仕組み等が不足しており、十分に人材の活用が図られているとは言えない状況にあります。

「プロボノ」は、組織運営について相談できる専門家のいないNPOにとって貴重な存在であると考えられます。そこで、地域内のプロボノ人材のネットワーク化を図った上で、中間支援組織と連携してNPOが抱える専門的な課題の解決を支援する仕組みを検討し、人的側面からNPOの活動基盤の強化をバックアップしていきます。

(3) NPOのモデル的な取組の支援

① 「非接触・遠隔」支援のニーズへの対応

社会的課題の多様化、複雑化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う「非接触・遠隔」支援のニーズなど、従来の方法では解決できない課題が増加しています。こうした課題について、他団体との協働やICT活用により解決に取り組んだ先進事例の情報を収集し、発信することで、他団体への波及効果と呼び込みます。

② 新たな事業に挑戦するNPOへの支援

新たなニーズに対応するため新たな事業を立ち上げようとするNPOや、新たなリスクに対応するためICTを活用して活動をリアルとオンラインに複線化（ハイブリッド化）するなど事業手法を変革しようとするNPOなど、新たな事業に挑戦するNPOを対象に、より専門的なコンサルティング・サービスをモデル的に実施していきます。

(4) NPOのマッチング支援

① 「出会い」「つながり」のきっかけづくり

社会的課題の解決に取り組む活動の主体や活動内容は多様化しており、新たな協働のスタイルも生まれています。その一方で、互いの存在や活動内容を知る機会に乏しく、信頼できるパートナーを見つける仕組みのないことが一層の協働を進めていく上でのネックとなっています。

そこで、今後は、各々の分野で社会的課題に取り組み、リーダー的な役割を果たしている人や組織をつなげ、ネットワーク化を図っていくため、オンライン交流会の開催等様々な手法により「出会い」、「つながり」のきっかけづくりを行っていきます。

また、「ふじのくにNPO活動センター」についても、より多様な主体による協働のハブ（結節点）としての機能を発揮できるよう中長期的な視点で体制を整備し、法人格や行政の所管区分に捉われない柔軟なマッチングを進めていきます。

② 新たな担い手の発掘

「SDGs 実践を通じた豊かな地域づくり」は、中長期的な取組が必要な目標であることから、将来にわたって、地域内で持続的、自立的に取組が進められていく流れを生み出していく必要があります。

そのためには、社会貢献活動への参加の間口を広げ、新たな担い手を育てていくことが不可欠です。また、寄附や社会的投資等を通じてNPOの取組を支援する人や企業を増やしていくことも重要です。

しかし、NPOに関する信頼できる情報の不足により、ボランティア活動に参加したい人や、社会貢献のために寄附したい人が、適切な団体を見つけられないことが課題となっています。

そこで、新たに地域内のNPOの資金募集や人材募集の情報を集めたサイトを開設します。

そのほか、社会貢献に関心のある人や企業など潜在的な協働の担い手・支援者を掘り起こし、活動参加のきっかけづくり、多様な支援手法の提示など、社会貢献活動のすそ野を広げるための取組を進めていきます。

(5) NPOの事務負担軽減と利便性向上に向けた県の業務の見直し

① NPOの事務負担の軽減

新型コロナウイルスの影響により、外出自粛やテレワークをする人が増えましたが、NPO法に基づく申請書等に押印が必要であるなど、行政手続の非効率が課題となりました。

そこで、NPO法に基づく手続における押印等を見直すとともに電子申請を導入し、NPOの事務負担軽減を図っていきます。

② 利便性の向上

オンライン相談やオンライン研修の体制を充実させ、「非接触・遠隔」のニーズに対応していきます。

さらに、NPO活動に役立つ情報の充実や、閲覧者の利便性向上を図るため、県ホームページ「ふじのくにNPO」における情報発信を強化していきます。閲覧者にとって、より分かりやすい形で、目的の情報が得られるように、サイトの構成を改善するなど、機能強化を図っていきます。

巻末資料 1 NPO活動推進施策の実施状況（1）

年 度		H10(1998)	H11(1999)	H12(2000)	H13(2001)	H14(2002)	H15(2003)	
位置づけ		NPO草創期						
施策の方向		「NPO活動に関する基本指針」策定(H12.2) ・法令・執行態勢の整備 ・制度の普及・啓発 ・活動拠点の整備 ■施策目標:平成22年度末までに設立認証数1,000以上 ・行政によるNPOの設立、運営などの支援 ・人材育成						
実 施 事 業	体 法 制 令 の ・ 整 執 備 行	法令制定・改正等	NPO法施行 (H10.12.1)			認定NPO法人制度創設 (H13.10.1)	改正NPO法施行 (H15.5.1)	
	県申請窓口	県民生活課	NPO推進室 各行政センター	NPO推進室 各行政センター	NPO推進室 各行政センター	NPO推進室 各行政センター	NPO推進室 各行政センター	
	県本庁職員数 *()は非常勤職員で外数	3(1)	5(3)	6(3)	6(3)	7(3)	4～9月 7(3) 10月～3月 6	
	制 度 の 普 及 ・ 啓 発	講座等の開催	NPO市民公開講座			NPO地域講座		パートナーシップ実践 講座 (NPO基礎知識) NPO無い市町村対象 328名参加
		情報誌の発行					NPOネットワーク情報誌作成 (H12～)	
		インターネットによる情報発信					地域ポータルサイト構 築事業	しずおかNPOの森運 用開始
		NPO事例調査件数						
	活 動 拠 点 の 整 備 ・ 運 営	(県) モデル施設、 活動拠点の 整備・運営		ふじのくにNPO活動 センター設置 (H11.7)		(西部地域交流プラザ開 設H13. 11)		ふじのくにNPO活動セ ンター運営を業務委託 (H15.10)
		市・町の 活動拠点 整備・運営			島田市1(公・公) 磐田市(公・民)		浜松市(公・民) 三島市(公・公) 藤枝市(公・民)	
		施設数累計			2	2	5	5
	設 立 ・ 運 営 支 援	設立相談					ふじのくにNPOアドバイザー制度 (立上、設立相談者育成 22名合格)	
		運営アドバイザー派遣					NPOマネジメントアドバイザー派遣事業	
	人 材 育 成	NPO活動の 実践者育成	NPOマネジメント養成塾				NPO市民大学院講座 (リーダー養成92名修了)	
		NPO活動の 支援者育成					マネジメントサポーター養成講座 (退職者活用 94名修了、57名登録)	
		NPO活動の 参加者発掘						
	協 働 の 推 進	外部組織等との意見交換	NPO推進委員会		NPO懇話会			NPOパートナーシップ 会議
		アイデア活用				NPOアイデア活用協働推進事業		
		提案(採用)件数				27(9)	45(17)	52(14)
		事例調査件数						
		手引等作成						
		フォーラム・ モデル実施						
	県・ 政 令 担 市・ 推 進 市 の 役 割	市町村数(年度末)	74	74	74	74	74	73
		NPO法事務の権限移譲						
		自治体間の情報共有化						
		センター空白地域の支援						
	達 活 の 動 円 資 滑 金 化 調 査 其 他	基金を原資とした事業 費の助成						
	多様な寄附募集の取 組の推進							
	実態調査等							
動 向	静 岡 県	認証法人数	0	40	110	180	267	368
		認定・仮認定法人数						
		法人事業費(千円)						
	全 国	認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,644	16,610
認定・仮認定法人数					3	12	22	

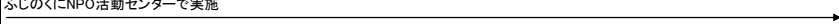
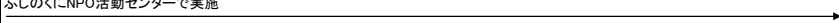
巻末資料1 NPO活動推進施策の実施状況(2)

年 度		H16(2004)	H17(2005)	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	
位置づけ		バトンタッチ期			協働推進期				
施策の方向		・NPOによるNPO支援へのバトンタッチを目指す ・NPOを支援する人材の育成			・協働の推進 ・県・政令市・市町間の役割分担の推進 ・活動拠点・相談窓口体制の再編 ・認定・仮認定の取得推進 ・活動資金調達の円滑化 ■施策目標:平成25年度のNPO法人事業費200億円				
実 施 事 業	体 法 制 令 の ・ 整 執 備 行	法令制定・改正等							
	県申請窓口 県本庁職員数 *()は非常勤職員で外数	NPO推進室 各行政センター 4～6月 6(1) 7月～3月 6	NPO推進室 各県民生活センター 6	NPO推進室 各県民生活センター 6	NPO推進室 6	県民生活室 (NPOスタッフ) 3. 8	県民生活室 (NPOスタッフ) 3. 8	県民生活課 (NPO班) 4. 5	
	制 度 の 普 及 ・ 啓 発	講座等の開催	バレットで講座開催			東部30回 中部 6回 西部17回			(バレットで実施)
		情報誌の発行	NPOネットワーク情報誌作成(H12～)		* ⑩～				
		インターネットによる情報発信	NPOホームページバ ワーアップ事業		中部バレットに委託		NPOの森、ボランティア人材 バンクの閉鎖(年度末)		
		NPO事例調査件数							
	活 動 拠 点 の 整 備 ・ 運 営	(県) モデル施設、 活動拠点の 整備・運営	東部・西地域交流ブラ ザに指定管理者制度 導入(H16.10)	東部・西地域交流ブラ ザがNPO推進室所管 へ		東部・西部地域交流ブラ ザ指定管理者更新	・方向性検討 ・庁内・政令市と調整開始	中部バレット見直し 東西再指定 (東部1年、西部1年)	中部・移転、ソフト機能強化 東部・西部: 23年度以降のあり方検討
		市・町の 活動拠点 整備・運営	沼津市(公・民) 熱海市(公・公) 伊東市(共・民) 島田市2(公・民)	富士市(公・民) 焼津市(公・民)	清水区(公・民) 袋井市(公・民)		掛川市1・2(公・民) 御殿場市(公・民)10月 島田市 1か所廃止	・島田市(公・公) ・静岡市番町(公・民)10月	(浜松市まちづくりセンターが 市民協働センターに)
		施設数累計	10	12	14	14	16	18	18
	設 立 ・ 運 営 支 援	設立相談	NPOアドバイザー制度 → NPO法人設立相談会事業(H16～) (H17.18 3バレットに委託)		* ⑩～ 各バレット管理業務に取り込み		相談体制、アドバイザー制 度の見直し		
		運営アドバイザー派遣	NPOマネジメントアドバイザー派遣事業(H12～、団体への派遣100件)						
	人 材 育 成	NPO活動の 実践者育成	NPO人材マッチング事 業(フォローアップ)						(バレットで実施)
		NPO活動の 支援者育成	NPO法人設立アドバイザー養成講座 (47名修了)						(バレットで実施)
		NPO活動の 参加者発掘							
	協 働 の 推 進	外部組織等との意見交換	NPOパートナーシップ会議					(タウンミーティングの開催)	
		アイデア活用	NPOアイデア活用協働推進事業(H13～)				随時受付に変更。バレットも窓口にも。		
		提案(採用)件数	33(17)	10(2)	6(4)	7(1)	提案を調整(2件)		
		事例調査件数							
		手引等作成		協働ガイドブックの作成	「協働のてびき」の作成				
		フォーラム・ モデル実施	静岡国際NPOフォーラ ム(6月)	協働推進イベント ・事例研究発表会 ・活動発表会	NPO協働推進フォーラ ム	NPO協働推進フォーラ ム	自治体フォーラム全国大会 (11月) NPO協働推進フォーラム (20～各バレット管理業務 に取り込み)	NPO協働推進フォーラム (バレット)	
	県 ・ 政 令 担 市 の ・ 推 進 市 の 役 割	協働推進人材育成			NPO協働推進人づくり 塾(NPOに委託)			協働推進人材育成講座	
		市町村数(年度末)	68	42	42	42	37	35	35
		NPO法事務の権限移譲		静岡市へ権限移譲		浜松市へ権限移譲		権限移譲の拡大検討	
		自治体間の情報共有化				・市町・センター担当者会議			
		センター空白地域の支援					・全国大会を協働実施		
		達活 の動 員資 源の 調 査	基金を原資とした事業 費の助成						・静岡県社会貢献活動促進基金 (ふじのくにNPO活動基金)創設
	動 向	多様な寄附募集の取 組の推進							
		その他	実態調査等					NPO基礎調査 (緊急雇用事業)	NPO法人実態調査 (緊急雇用事業)
静 岡 県		認証法人数	466	572	673	779	871	925	988
		認定・仮認定法人数							1
全 国	法人事業費(千円)					14,973,201	16,081,580	16,299,468	
	認証法人数	21,680	26,395	31,116	34,371	37,198	39,734	42,387	
	認定・仮認定法人数	30	40	58	80	93	127	198	

巻末資料 1 NPO活動推進施策の実施状況（3）

年 度		H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)
位置づけ		協働推進期				
施策の方向		・協働の推進 ・県・政令市・市町間の役割分担の推進 ・活動拠点・相談窓口体制の再編 ・認定・仮認定の取得推進 ・活動資金調達の円滑化 ■施策目標：平成25年度のNPO法人事業費200億円			・協働の推進 ・県・政令市・市町間の役割分担の推進 ・活動拠点・相談窓口体制の再編 ・認定・仮認定の取得推進 ・活動資金調達の円滑化 ■施策目標：平成29年度のNPO法人事業費240億円、平成29年度の認定・仮認定NPO法人数40法人	
実 施 事 業	体 法 制 の ・ 整 執 備 行	法令制定・改正等		改正NPO法施行 (H24.4.1)仮認定制度創設		
		県申請窓口	県民生活課 (NPO班)	県民生活課 (NPO班)	県民生活課 (NPO班)	県民生活課 (協働推進班)
		県本庁職員数 *()は非常勤職員で外数	5. 5	6. 5	6	5. 5
	制 度 の 普 及 ・ 啓 発	講座等の開催	ふじのくにNPO活動センターで実施			
		情報誌の発行				
		インターネットによる情報発信	ふじのくにNPO活動基金 ホームページ開設	ふじのくにNPOポータル サイト改修	NPO活動基金HPをふじ のくにNPOに統合	
		NPO事例調査件数				
	活 動 拠 点 の 整 備 ・ 運 営	(県) モデル施設、 活動拠点の 整備・運営		東部・西部地域交流プラザ設 置条例廃止	県下3カ所のふじのくにNPO 活動センター体制 中間支援機能に特化	
		市・町の 活動拠点 整備・運営		小山町(公・民)	焼津市(公・公) 裾野市(公・民)	富士宮市(公・民) 湖西市(公・民)
		施設数累計	18	19	21	23
	設 立 ・ 運 営 支 援	設立相談	ふじのくにNPO活動センターで実施			
		運営アドバイザー派遣				
	人 材 育 成	NPO活動の 実践者育成	(パレットで実施)		ふじのくにNPO活動セン ターで実施	
		NPO活動の 支援者育成	(パレットで実施)		ふじのくにNPO活動セン ターで実施	
		NPO活動の 参加者発掘				
	協 働 の 推 進	外部組織等との意見交換	(タウンミーティングの開催)			NPOパートナーシップ委員会
		アイデア活用				
		提案(採用)件数				
		事例調査件数				
		手引等作成			「ふじのくに協働ブック」の 作成	
		フォーラム・ モデル実施			新しい公共フォーラム	
	県 ・ 政 令 担 市 の ・ 推 進 市 の 役 割	協働推進人材育成	協働推進人材育成講座			
		市町村数(年度末)	35	35	35	35
		NPO法事務の権限移譲	沼津市へ権限移譲	富士市へ権限移譲	掛川市へ権限移譲	磐田市へ権限移譲
		自治体間の情報共有化	・市町・センター担当者会議			
		センター空白地域への支援				
	達 活 の 動 円 資 滑 金 化 調	基金を原資とした事業 費の助成	基金を原資とする事業費助 成			
		多様な寄附募集の取 組の推進		・「ほぼん・プロジェクト」開始 ・寄附付き商品等の取組		
	其 他	実態調査等			NPO法人実態調査	NPO法人実態調査
動 向	静 岡 県	認証法人数	1,061	1,149	1,203	1,250
		認定・仮認定法人数	2	2	7	13
		法人事業費(千円)	18,767,282	20,008,826	19,754,420	21,160,743
	全 国	認証法人数	45,140	47,542	48,854	50,094
		認定・仮認定法人数	244	407	630	857

巻末資料 1 NPO活動推進施策の実施状況（４）

年 度		H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31/R1(2019)	R2(2020)
位置づけ		協働推進期 				
施策の方向		・NPOの組織運営基盤の強化 ・多様な主体のマッチングの支援 ・協働参加・支援のすそ野の拡大 ■活動指標：先進的な協働の取組事例の情報提供件数 毎年度15件				
実 施 事 業	体 法 制 令 の ・ 整 執 備 行	法令制定・改正等				
		県申請窓口	県民生活課 (協働推進班)	県民生活課 (協働推進班)	県民生活課 (協働推進班)	県民生活課 (協働推進班)
		県本庁職員数 *()は非常勤職員で外数				
	制 度 の 普 及 ・ 啓 発	講座等の開催	ふじのくにNPO活動センターで実施 			
		情報誌の発行				
		インターネットによる情報発信	ふじのくにNPOリニューアル			
		NPO事例調査件数		100	15	15
	活 動 拠 点 の 整 備 ・ 運 営	(県) モデル施設、 活動拠点の 整備・運営				
		市・町の 活動拠点 整備・運営	菊川市(公・民)			△小山町(公・民)
		施設数累計	24	24	24	23
	設 立 ・ 運 営 支 援	設立相談	ふじのくにNPO活動センターで実施 			
		運営アドバイザー派遣				
	人 材 育 成	NPO活動の 実践者育成	ふじのくにNPO活動センターで実施 			
		NPO活動の 支援者育成	ふじのくにNPO活動センターで実施 			
		NPO活動の 参加者発掘			社会貢献活動体験プログラム	
	協 働 の 推 進	外部組織等との意見交換	パートナーシップ委員会			
		アイデア活用				
		提案(採用)件数				
		事例調査件数	14	15	15	15
		手引等作成				
		フォーラム・ モデル実施				
		協働推進人材育成	ふじのくにNPO活動センターで実施 			
	県 ・ 政 分 令 担 市 ・ 推 市 進 町 の 役 割	市町村数(年度末)	35	35	35	35
		NPO法事務の権限移譲	藤枝市へ権限移譲			
		自治体間の情報共有化	・市町・センター担当者会議			
		センター空白地域の支援	・地区別交流会、センター空白地域への支援			
	達 活 の 動 円 資 滑 金 化 調	基金を原資とした事業 費の助成				
		多様な寄附募集の取 組の推進				
	その他	実態調査等			NPO法人・一般社団法人実 態調査	
動 向	静 岡 県	認証法人数	1,266	1,281	1,265	1,264 (R2.9.30現在)
		認定・仮認定法人数	23	25	28	31 (R2.9.30現在)
		法人事業費(千円)	21,409,822	22,724,863	21,928,576	21,793,806 (R1.10.31現在)
	全 国	認証法人数	51,526	51,874	51,610	51,269 (R2.9.30現在)
		認定・仮認定法人数	1,028	1,067	1,064	1,119 (R2.9.30現在)

巻末資料2 県内公設NPO活動支援センター(関連施設)一覧(令和2年4月現在)(1)

	設置者	名称	所在地	連絡先	休館日 (年末年始は略)	開館時間	面積
県	静岡県	ふじのくにNPO活動センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	TEL: 054-260-7601 FAX: 054-260-7603	土・日・祝	10時～19時	188.87㎡
	静岡県	ふじのくに東部NPO活動センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル3階	TEL: 055-951-8500 FAX: 055-952-1433	土・日・祝	10時～19時	317.9㎡
中部 (4市7施設)	静岡市	静岡市清水市民活動センター	〒424-0943 静岡市清水区港町2-1-1 キララシティ2階	TEL: 054-340-1010 FAX: 054-351-5530	第1水 第3水	9時～21時30分 (日・祝は18時まで)	386㎡
	静岡市	静岡市番町市民活動センター	〒420-0071 静岡市葵区一番町50	TEL: 054-273-1212 FAX: 054-273-1213	第1水 第3水	9時～21時30分(日・祝は18時まで)	1,386㎡
	島田市	しまだ楽習センター	〒427-0022 島田市栄町4-19 木材会館クラシカ	協働推進課 0547-36-7402 楽習センター 0547-37-7376	—	9時～21時 (土・日・祝は17時まで)	— (1,354.3㎡)
	島田市	島田市市民活動センター(地域交流センター「歩歩路」内)	〒427-0022 島田市本通三丁目6番の1	TEL: 0547-33-1550 FAX: 0547-33-1565	年末年始のみ	9時～22時	85㎡(第4・第5・第6会議室) (1,400㎡)
	焼津市	ふくしの広場(焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」内)	〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目2-2	TEL: 054-621-2941 FAX: 054-626-0573	第3日・祝	9時～21時30分	279.29㎡ (5,170.49㎡)
	焼津市	焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」	〒425-0022 焼津市本町4-14-13 ときめきホール内	TEL: 054-631-9301 FAX: 054-631-9302	土・日・祝	月・木 13時～16時30分 火・水・金 13時～18時 ※夜間休日の利用は要相談	1階62.69㎡ (62.69㎡)
	藤枝市	ふじえだ市民活動支援センター	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-5 藤枝市文化センター2階	市民活動団体支援室 054-643-3274 支援センター 054-646-3555	第2日曜	9時～21時(事務所は9時30分～16時30分)	市民交流フロア 545㎡
東部 (8市8施設)	沼津市	ぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」	〒410-0032 沼津市日の出町1-15	TEL: 055-922-2020 FAX: 055-922-1502	第3月	9時～21時30分	
	熱海市	熱海市NPO・ボランティア団体支援ルーム(熱海市福祉センター内)	〒413-8550 熱海市中央町1-1	協働環境課 TEL: 0557-86-6193 FAX: 0557-86-6276	—	9時～17時 (日・祝日は17時まで)	99.36㎡
	三島市	三島市民活動センター	〒411-0855 三島市本町3-29 本町タワー4階	TEL (FAX兼) 055-983-2693	-	9時～21時	549㎡
	富士宮市	富士宮駅前交流センター(愛称「きらら」)	〒410-0065 富士宮市中央町5番7号	TEL: 0544-22-8111 FAX: 0544-22-8112	第3月曜	9時～21時30分	1441.10㎡
	伊東市	いとう市民活動支援センター(伊東市役所企画課内)	〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号	TEL: 0557-32-1062 FAX: 0557-36-1104	土日祝	8時30分～17時15分 ※相談会は予約制で、月1回程度午前または午後に関催	—
	富士市	富士市民活動センター「コミュニティ」	〒417-0051 富士市吉原2丁目10-20 ラクロス吉原2階	TEL: 0545-57-1221 FAX: 0545-57-1091	—	10時～22時 (日・祝は17時まで)	642.18㎡
	御殿場市	市民活動支援センター(御殿場市民交流センター「ふじざくら」内)	〒412-0042 御殿場市萩原988番地の1 (御殿場市民交流センター「ふじざくら」内)	TEL: 0550-70-6820 FAX: 0550-70-6817	月(施設は第1月)	スタッフ駐在: 9時～17時 ※交流センターは9時～21時30分	270㎡ (6,231㎡)
西部 (6市8施設)	裾野市	裾野市市民活動センター	〒410-1102 裾野市深良435 裾野市生涯学習センター内	TEL: 055-950-8875 FAX: 055-992-4047 (兼用)	日・祝日と施設休館日 (施設は原則第2・4月曜日休館)	スタッフ駐在: 9時～17時 9時～21時30分	81.6㎡
	浜松市	浜松市市民協働センター	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目13番3号 ※県総合庁舎の向かい。	TEL: 053-457-2616 FAX: 053-457-2617	-	9時～21時30分	1,510㎡
	磐田市	磐田市市民活動センター「のっほ」(H21.5まで磐田NPO交流センター)	〒438-0086 磐田市見付2989-3	TEL・FAX兼用: 0538-36-1890	月曜	9時～17時30分 (ただし、祝日は17時まで)	180㎡
	掛川市	掛川市まちづくり協働センター	〒436-8650 掛川市長谷1-1-1 (掛川市役所3階)	生涯学習協働推進課 TEL: 0537-21-1129 FAX: 0537-21-1165	土・日・祝	8時30分～17時15分	388.8㎡ (庁舎内執務室、テラスを共有)
	掛川市	掛川市大須賀市民交流センター	〒437-1304 掛川市西大淵100	掛川市大須賀支所 0537-48-1002	火	9時～18時 (夜間利用予約がある場合、22時まで)	354㎡
	掛川市	掛川市大東市民交流センター	〒437-1416 掛川市三俣620	掛川市大東支所 0537-72-1115	火	9時～18時 (夜間利用予約がある場合、22時まで)	837㎡
	袋井市	袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」	〒437-0022 袋井市方丈3丁目5-11	TEL 0538-43-6315 FAX 0538-31-6363	—	スタッフ駐在: 月～金: 9時～13時、土日: 10時～12時 ※その他の時間は登録団体に限り利用可	182.74㎡
湖西市	湖西市	湖西市市民活動センター	(市民活動センター) 〒431-0431 湖西市龍津1293番地の4 (旧新島) 〒431-0365 湖西市新島町長2519-1 新島地域センター3階	湖西市役所市民課 TEL: 053-576-1213 FAX: 053-576-4880	土日祝	8時30分～17時15分	393.30㎡
	菊川市	菊川市市民協働センター	〒439-8650 菊川市堀之内61 市役所庁舎東館2階	TEL (FAX兼) 0537-35-2220	土・日・祝	月～金: 午前9時～午後6時	90㎡ (54㎡の多目的エリア併設)

※小山町NPO支援室は令和元年度をもって閉館

* () は公の施設全体の面積

巻末資料2 県内公設NPO 巻末資料2 県内公設NPO活動支援センター(関連施設)一覧(令和2年4月現在)(2)

設置者	名称	施設概要					域外の団体の利用の可否(オープンスペース、会議室、印刷機等)			備考	開設時期
		オープンスペース	会議室(有料)	事務ブース(有料)	ロッカー(長期用:有料)	印刷機	事務所	構成員	活動エリア		
静岡県	ふじのくにNPO活動センター	○	×	×	×	×	—	—	—	原則として特定の団体の個別活動での利用は不可 (H22.4.22移転)	H11.7
	ふじのくに東部NPO活動センター	○	×	×	×	×	—	—	—	原則として特定の団体の個別活動での利用は不可 (H18.10～H25.3 東部地域交流プラザ)	H25.4
中部 (4市7施設)	静岡市清水市民活動センター	○	○	○	○	○	△	△	△	市外団体の場合、静岡市を含む広域的区域を対象とした市民活動を行う利用可。	H18.10
	静岡市番町市民活動センター	○	○	○	○	○	△	△	△	市外団体の場合、静岡市を含む広域的区域を対象とした市民活動を行う利用可。	H21.10
	島田市 しまだ楽習センター	×	△ 登録団体は一部無料で利用可	×	×	○	×	×	×	有料施設は特に利用制限なし。 団体登録は市内の団体のみ(月2回まで有料会議室を無料で使用可)	H21.4
	島田市 島田市市民活動センター(地域交流センター「歩歩路」内)	○	○ 一部無料	×	×	○	△	△	×	市民活動団体登録団体が利用可能。 ※活動の拠点が島田市内にあること。 概ね島田市民で構成されていること。	H29.7
	焼津市 ぶくしの広場(焼津市総合福祉会館「ウェルシッパやいづ」内)	○	○ 同一施設内	×	○ 無料	○	△	○	×	市内に活動の拠点がある団体	H17.4
	焼津市 焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」	○	○ 予約制テーブル(無料)	×	×	○ 有料	△	○	×	市内に活動の拠点がある団体	H25.10
	藤枝市 ふじえだ市民活動支援センター	○	○ 無料	×	○ 有料	○ 有料	△	△	×	藤枝市を中心として市民活動を行う団体又は個人。会議室、印刷機の利用は登録が必要(要会費)。	H14.12 (H21.11移転)
東部 (8市8施設)	沼津市 ぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」	○	○	×	○	○	○	◎	○	利用者登録制	H19.12.1
	熱海市 熱海市NPO・ボランティア団体支援ルーム(熱海市福祉センター内)	○	×	×	×	○	△	△	×	市外団体でも、市内で社会貢献、公益的活動を行っているか行おうとしている団体は登録可	H16.6
	三島市 三島市民活動センター	○	○ 無料、有料とも	×	×	○	△	○	△	市外の団体でも三島市民が利用する場合は利用可	H14.4 (当該施設はH17.4)
	富士宮市 富士宮駅前交流センター(愛称「きらら」)	○	○ 無料	×	×	○ (有料)	○	◎	○	市外の団体も利用可能	H26.4.1
	伊東市 いとう市民活動支援センター(伊東市役所企画課内)	×	×	×	×	×	×	×	×	平成28年4月からオープンスペースを併せた「いとう市民活動支援センターPal」を廃止し、その機能を企画課内に移設。 原則、支援対象は市内の団体とする。	H16.11
	富士市 富士市民活動センター「コミュニティ」	○	○ 無料	×	○ 無料	○	○	◎	○	市外の団体も利用可能	H17.10
	御殿場市 市民活動支援センター(御殿場市民交流センター「ふじざくら」内)	○	○ 同一施設内	×	○	○	○	◎	○		H20.10
西部 (6市8施設)	裾野市 裾野市市民活動センター	○	○ 有料	×	○	○ (コピー有料)	—	—	—	市外の団体でも活動内容により利用可能	H25.4
	浜松市 浜松市市民協働センター	○	○	×	○	○	○	◎	○	・市民活動団体は認定制で利用料半額、一般団体は全額負担(事務所の所在地による制限なし) ・平成22年4月からまちづくりセンターを市民協働センターに改編	H22.04 H14.04 (まちづくりセンター)
	磐田市 磐田市市民活動センター「のっほ」(H21.5まで磐田NPO交流センター)	○	×	×	×	○	△	△	△	市外の団体でも活動内容により登録可能	H12.09 (H21.06移転)
	掛川市 掛川市まちづくり協働センター	○	×	×	×	○ (有料)	○	◎	○	市外の団体も利用可能	H27.4
	掛川市 掛川市大須賀市民交流センター	○	○ 無料、有料とも	○	×	○ (有料)	×	×	×	登録は市内に活動拠点が有り、公益的活動をしている団体・個人 (有料会議室は登録のない団体でも利用可能)	H20.4
	掛川市 掛川市大東市民交流センター	○	○ 無料、有料とも	○	×	○ (有料)	×	×	×	登録は市内に活動拠点が有り、公益的活動をしている団体・個人 (有料会議室は登録のない団体でも利用可能)	H20.4
	袋井市 袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」	○	○ 無料	×	○	○	△	△	×	団体登録制(要会費)。市外団体の登録は、主に袋井市内で市民活動を現に行っている、又は今後市内で市民活動を行う計画があること。	H18.5
湖西市	湖西市 湖西市市民活動センター	×	○ 無料	×	×	○	△	△	×	登録団体は会議室、印刷機等利用可。	H26.4
	菊川市 菊川市市民協働センター	○	○ (多目的エリア)	○ (無料)	×	○ (有料・コピー機のみ)	△	△	△	庁舎東館多目的エリアは、事前申請が必要な「予約スペース」と当日気軽に使うことができる利用無料の「フリースペース」あり。	H28.04

※小山町NPO支援室は令和元年度をもって※事務所：事務所の所在地(運路先)が市(県)外の場合、利用可○、不可×、他の条件(活動エリア等)による△

※構成員：市(県)外の団体で、市民が構成員に いなくても利用可◎、いれは利用可○、いても利用不可×、他の条件による△

※活動エリア：市(県)外の団体で市(県)外を主な活動地域とする場合、利用可○、利用不可×、他の条件による△

巻末資料2 県内公設NPO 巻末資料2 県内公設NPO活動支援センター(関連施設)一覧(令和2年4月現在)(3)

	設置者	名称	施設の 運営方法	管理体制	人員体制	予算額 (千円)	年度別利用者数							
							H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/ R1
県	静岡県	ふじのくにNPO活動センター	公設民営	受託者 公益財団法人 ふじのくに未来財団	常勤職員 2人 非常勤職員 3人	24,697	10,573	7,535	6,404	6,430	6,849	4,037	4,088	3,658
	静岡県	ふじのくに東部NPO活動センター	公設民営	受託者 公益財団法人 ふじのくに未来財団	常勤職員 1人		42,973	180	359	608	364	293	620	634
							東部FNC：H25のみ来館による相談件数を利用者数としている。							
中部 (4市7施設)	静岡市	静岡市清水市民活動センター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人NPOサポート・しみず	常勤職員 3人 非常勤職員 6人	23,954	13,681	15,979	16,809	17,375	17,111	18,127	17,802	17,754
	静岡市	静岡市番町市民活動センター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人静岡県ボランティア協会	常勤職員 5人 非常勤職員 6人	35,231	42,978	38,960	46,144	46,142	48,324	45,671	47,557	44,752
	島田市	しまだ楽習センター	公設公営 (公の施設)	指定管理者 静岡ビル保養株式会社	常勤職員 2人 非常勤職員 3人	25,239	1,513	1,626	1,661	1,853	1,549	1,405	1,458	1,315
	島田市	島田市市民活動センター（地域交流センター「歩歩路」内）	公設民営 (公の施設)	中間支援業務受託者 NPO法人クロスメディアしまだ施設指定管理者 株式会社つくり島田	中間支援業務受託者 非常勤職員2人 施設指定管理者 常勤職員 5人 非常勤職員 2人	5,001	—	—	—	—	—	5,249	7,116	7,364
	焼津市	ふくしの広場（焼津市総合福祉会館「ウェルシップやいづ」内）	公設民営 (公の施設)	指定管理者 焼津市社会福祉協議会	常勤職員 1人 非常勤職員 1人	今年度より社会福祉協議会予算となるため	6,573	6,856	6,319	5,596	5,874	5,362	5,350	5,987
	焼津市	焼津市市民活動交流センター「くるさ〜」	民営 ※民間施設を借用	受託者 一般社団法人 トリナス	常勤職員 1人 火・水・金 相談員1人	3,692	—	939	1,379	3,038	3,803	3,685	3,413	3,089
	藤枝市	ふじえだ市民活動支援センター	公設民営	業務委託 特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートびゅあ	常勤職員 1人 非常勤職員 1人	3,200	2484 団体 16,788	2116 団体 13,304	229 9 団体 14,120	2316 団体 15,387	2376 団体 15,562	2078 団体 14,781	1,886 団体 13,549	1,748 団体 12,069
東部 (8市8施設)	沼津市	ぬまづ健康福祉プラザ「サンウェルぬまづ」	公設民営 (公の施設)	指定管理者 沼津市社会福祉協議会	NPOセンターとしての 人員配置は無し	124,432 (指定管理料)	28,803	32,479	33,074	31,791	32,788	35,211	32,058	31,407
	熱海市	熱海市NPO・ボランティア団体支援ルーム（熱海市福祉センター内）	公設公営	市の直営（担当職員1人） 非常駐	非常駐	119	会議室の利用者数							
	三島市	三島市民活動センター	公設公営	正規1人、臨時1人 （夜間・休日管理委託職員1人）	正規1人、臨時1人 （夜間・休日管理委託職員1人）	6,108	会議室の利用者数							
	富士宮市	富士宮駅前交流センター（愛称「きらら」）	公設民営 (公の施設)	指定管理者 公益財団法人富士宮市振興公社	センター長以下職員7名、臨時職員3名が交代で勤務 7名のうち、市民活動担当2名	51,975	会議室の利用者数							
	伊東市	いとう市民活動支援センター（伊東市役所企画課内）	公設公営	市の直営（担当職員1人） ※相談業務等の一部を業務委託	常勤職員 1人	300	381	404	336	191	61件	16件	15件	12件
	富士市	富士市民活動センター「コミュニティ」	公設民営 (公の施設)	指定管理者 NPO法人東海道・吉原宿	センター長1人 センター次長2人 スタッフ7人	23,203	28,269	26,788	26,341	27,244	29,420	32,174	33,441	32,691
	御殿場市	市民活動支援センター（御殿場市民交流センター「ふじざくら」内）	公設民営 (公の施設)	指定管理者 御殿場市社会福祉協議会グループ	5人体制（シフト制）	6,156	15,677	14,807	7,200	13,329	11,587	12,727	10,583	17,062
西部 (6市8施設)	裾野市	裾野市市民活動センター	公設民営 (公の施設)	業務委託 一般社団法人 マチテラス製作所	常勤職員 2名 非常勤職員 1名	6,500	—	2,511	2,776	2,897	1,711	1,485	1,651	1,519
	浜松市	浜松市市民協働センター	公設民営 (公の施設)	指定管理者 浜松市民協働サポートグループ	常勤職員 8人 非常勤職員 4人	40,058	38,536	57,802	57,472	53,512	52,615	44,877	49,303	46,628
	磐田市	磐田市市民活動センター「のっぽ」（H21.5まで磐田NPO交流センター）	公設民営 (公の施設)	業務委託 NPO法人 磐田まちづくりネットワーク	常勤職員 2人 非常勤職員 2人	8,133	4,953	3,798	3,966	3,355	4,713	4,602	4,344	3,645
	掛川市	掛川市まちづくり協働センター	公設公営 (公の施設)	掛川市生涯学習協働推進課（直営）	常勤6人	455	—	—	—	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計
	掛川市	掛川市大須賀市民交流センター	公設民営 (公の施設)	業務委託 大須賀市民交流センター運営協議会	非常勤（パート）7人	4,263	15,576	12,650	12,383	15,203	16,154	16,869	14,899	12,185
	掛川市	掛川市大東市民交流センター	公設民営 (公の施設)	業務委託 大東市民交流センター運営協議会	非常勤（パート）6人	4,366	12,190	10,909	11,738	15,382	13,467	14,043	13,891	11,895
	袋井市	袋井市協働まちづくりセンター「ふらっと」	公設民営 (市有財産貸与による自主管理)	ふらっと	常勤職員1人 3人（シフト制）	2,000	8,958	10,285	9,377	8,205	7,513	7,156	7,474	7,225
湖西市	湖西市市民活動センター	公設公営	湖西市市民課（直営）	常勤職員 1人	1,967	—	—	7,829	11,549	10,760	10,960	10,839	10,819	
菊川市	菊川市市民協働センター	公設民営	業務委託 NPO法人アートコラールきくがわ	常勤2人 非常勤3人	15,743	—	—	—	—	4,052	4,542	4,288	4,268	

※小山町NPO支援室は令和元年度をもつ

巻末資料３ 静岡県パートナーシップ委員会

本指針の策定に際しては、有識者で構成する「静岡県パートナーシップ委員会」を公開で開催して意見交換を行ったほか、パブリックコメントの実施により広く県民からの御意見を求めるなど、オープンな議論の実施に努めました。

■静岡県パートナーシップ委員会委員一覧（令和２年度現在）

敬称略				
区分	所属	職名	氏名	備考
学識経験者	国立大学法人 静岡大学	人文社会科学部長	日詰 一幸	委員長
〃	学校法人 北陸大学	副学長	桧森 隆一	副委員長
NPO関係者	NPO法人NPOサプライズ	代表理事	飯倉 清太	
〃	NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか	代表理事	松下 光恵	
〃	NPO法人浜松NPOネットワークセンター	代表理事	井ノ上 美津恵	
〃	公益財団法人パブリックリソース財団	専務理事	岸本 幸子	
企業・金融関係者	静岡ガス株式会社	総務人事部 広報・環境担当マネジャー	馬淵 洋志	
〃	静岡県労働金庫	本店営業部 地域共生推進グループ課長	池田 和也	
行政	沼津市役所	企画部地域自治課 協働推進係長	長田 尚子	
〃	静岡市役所	市民局市民自治推進課 市民協働促進係長	杉山 聡	
〃	浜松市役所	市民部市民協働・地域政策課 市民協働グループ長	氏原 宏之	

■策定の経緯

年月日	内容
令和元年 9月2日	令和元年度第1回 静岡県パートナーシップ委員会 (改定に向けた基本方針の検討)
令和2年 1月27日	令和元年度第2回 静岡県パートナーシップ委員会 (改定の方向性について意見交換)
1月20日～2月10日	静岡県内NPO法人・一般社団法人実態調査 調査対象：県内NPO法人1,264法人（全数） 及び一般社団法人500法人（抽出）
7月31日	令和2年度第1回 静岡県パートナーシップ委員会 (新指針策定に係る論点整理)
11月30日	令和2年度第2回 静岡県パートナーシップ委員会 (基本指針原案に係る意見交換)
(仮)12月25日～ 令和3年1月24日	パブリックコメント(県民意見提出手続)
(仮)2月15日	第3回静岡県パートナーシップ委員会 (基本指針最終案に係る意見交換)

巻末資料４ 参考にした資料一覧

資料名等	作成者
『NPO法コンメンタール 特定非営利活動促進法の逐条解説』	編者 堀田力、雨宮孝子
『SDGs 実施指針改定版』 (H28.12.22決定、R1.12.20一部改定)	外務省
『SDGs 認知度調査』 第1回(2017年7月)、第2回(2018年2月) 第3回(2018年7月)、第4回(2019年2月) 第5回(2019年8月)、第6回(2020年3月)	朝日新聞社
『人口推計(2019年10月1日現在)』	総務省
『静岡県統計年鑑2018(平成30年)』 人口推移	静岡県(統計利用課)
年金積立金管理運用独立行政法人ホームページ https://www.gpif.go.jp/	年金積立金管理運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund)
『寄付白書2017 -Giving Japan 2017』	編者 日本ファンドレイジング協会
『全国調査 新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関するNPO緊急アンケート報告書』 2020年(令和2年)6月30日～8月14日	新型コロナウイルスNPO支援組織社会連帯(CIS) (事務局:特定非営利活動法人日本NPOセンター等)
『NPO法人会計基準[完全収録版 第3版]』	編者 NPO法人会計基準協議会
『令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査報告書』	内閣府
『「社会人ボランティアやプロボノを広げる仕組みを考える」～「社会人のボランティア意識」調査結果～(2011年11月)』	NPO法人a-con NPO法人二枚目の名刺 (共同企画)
『令和2年度 県政世論調査』	静岡県(広聴広報課)
『静岡県行政経営革新プログラム(2018年3月)』	静岡県(行政経営課)



【編集・発行】

静岡県くらし・環境部県民生活課 協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3726

FAX番号 054-221-2642

電子メール shohi@pref.shizuoka.lg.jp

ふじのくにNPO

検索